

建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'01/4

No. 88



春のカスリーン公園「カスリーン台風の碑」

大利根町提供

建 産 連 の

SLOGAN

活 動 指 標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

巻頭言

安全・安心は 社会全体の願い



小川 裕 児

国民皆免許時代といわれて久しい昨今において、国民生活の均衡ある発展は、道路交通網の整備充実がその基盤をなすものと考えます。日本はアメリカに次ぐ世界第2位の自動車の保有国といわれ、その国土面積当りの保有台数にいたっては世界第1位であります。

ところが、社会の共有財産である道路にいたっては、国土の狭隘と首都機能の一極集中のためか？首都とそれを取りまく近郊都市の交通事情は、慢性的渋滞をいたるところで発生させて都市機能の効率的運用に障害をもたらしているのです。

とくに、埼玉県は首都と地方の通過県という事情ばかりか、鉄道や道路交通の利便性にすぐれ、また自然災害が少ないこともあって人口の流入増加が激しく、毎年多くの交通事故が発生し、それによって事故者の身内や企業等に莫大な損害を生じさせていることは、まことに残念なことであります。

平成11年に交通事故で亡くなったり負傷した人は、全国で1,059,403人と初めて年間百万人を突破し、この数字をあえて比較すれば、5月1日に合併する浦和・大宮・与野3市の人口にほぼ匹敵します。

埼玉県警察本部交通企画課の発表によれば、県内の平成12年の交通事故死者数は389人で、このうち240人が交差点内で発生し、その発生率は約62%となり、全国ワースト1位となっています。一方、全国の死亡事故のうち交差点での発生率は約45%で、埼玉県は全国平均より約17ポイント高いことになります。

従来の政府が定める交通安全基本計画は、交通事故死者数を減らすことだけを目標としてきた印象がぬぐえません。死亡は、いうまでもなく交通事故における最大の悲劇ですが、負傷はもちろん物損も含めた交通事故の発生そのものに、歯止めをかける対策が不可欠ではないでしょうか。

交通事故を撲滅するためには、ドライバーの安全意識の向上徹底も大切な要因ではありますが、人にやさしい交差点等の道路交通環境を整え、ドライバーが一瞬の判断でもわかりやすい道路標識や路面表示、すべり止め塗装、視線誘導標、防護柵、道路照明灯等の交通安全施設の整備充実を強化することが、最重要課題のひとつであると考えます。

交通事故防止は、県民の生命身体及び財産に直接かわる問題であります。交通事故防止対策を推進するうえで、道路環境安全施設の整備促進に“手抜き”があってはならないと考えます。

安全・安心は社会全体の願いです。

(埼玉県環境安全施設協会)

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

春のカスリーン公園「カスリーン台風の碑」 カスリーン公園下に桜が咲く頃は、ちょっとしたお花見スポットとして、家族連れなどで毎年にごわいます。この公園は、昭和22年のカスリーン台風による大洪水の決壊口跡に整備され、カスリーン台風をかたち取ったモニュメントが建立されています。

◆ 巻 頭 言	1
◆ 特集・交通バリアフリー法とについて	3
◆ 行政情報	
(1) 平成13年度埼玉県県当初予算概要と主要施策	9
(2) 国民体育大会施設整備状況	13
(3) スーパー堤防整備事業について	17
◆ シリーズ特集 「21世紀を展望したまちづくり（その85）」	
— 大利根町 —	22
◆ 連合会の動き	
(1) 建設業適正取引に関する講演会実施	26
(2) 建設系マニフェスト講習会開催	28
(3) 理事会・委員会報告	28
◆ 企画シリーズ・彩の国橋めぐり （その1）	
— 秩父公園橋・治水橋 —	30
◆ 告 知 板	
(1) 県の組織改正	33
(2) 2000年彩の国さいたま景観賞紹介	34
(3) 埼玉高速鉄道開業	36
(4) 皆野寄居バイパス供用開始	36
◆ 連 載 埼玉が生んだ著名人物伝（その16）	
飯野 喜四郎	37
◆ 建産連だより	
会員団体の動き	42
◆ 連 合 会 日 誌	44
(財)建設物価調査会案内広告	46

交通バリアフリー法について

（「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」）

埼玉県総合政策部交通政策課
埼玉県県土整備部道路環境課

はじめに

交通バリアフリー法は、運輸省、建設省、警察庁及び自治省が共同で国会に提出し、昨年5月17日に公布され、同年11月15日に施行されました。

本法は、急速な高齢化社会の進展やノーマライゼーションの理念の普及・進展を受け、高齢者や身体障害者などが自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、鉄道やバスなどの公共交通機関やその周辺地域のバリアフリー化を促進するために制定されたものです。以下において、法律の概要と旅客施設・車両等及び道路のバリアフリー基準について説明します。

1 法律の概要

(1) 法律の趣旨

交通バリアフリー法では、高齢者や身体障害者の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を推進します。

また、駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。

(2) 法律の基本的な仕組み

① 基本方針の作成

主務大臣がバリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するため、バリアフリー化の意義や目標等を定めた「基本方針」が作成されています。

（バリアフリー化の主な目標）

- ・鉄軌道駅等——1日あたりの利用者数が5千人以上の鉄軌道駅等に関し、平成22年までに段差の解消などのバリアフリー化を実施します。
- ・乗合バス車両——原則として10年から15年で低床化されたバスに代替する。このうち、平成22年までに全車両数の20～25％をノンステップバスにします。

② 公共交通事業者に対するバリアフリー基準適合義務

公共交通事業者が、駅、バスターミナル等を新たに建設する場合、あるいは鉄道車両、バスなどを新しく導入する場合に「バリアフリー基準（平成12年11月1日運輸省・建設省令第10号）」への適合を義務付けるとともに、既設の駅や車両等についてもバリアフリー基準に適合させるよう努めるとされています。

③ 市町村の主導による地域のバリアフリー施策の推進

ア 市町村による基本構想の作成

市町村は、基本方針に基づき、一定規模の駅などを中心とした地区について、駅、駅前広場、周辺の道路、信号機等のバリアフリー化を推進するため、バリアフリー化のための方針、実施する事業等を内容とする「基本構想」を作成することができます。

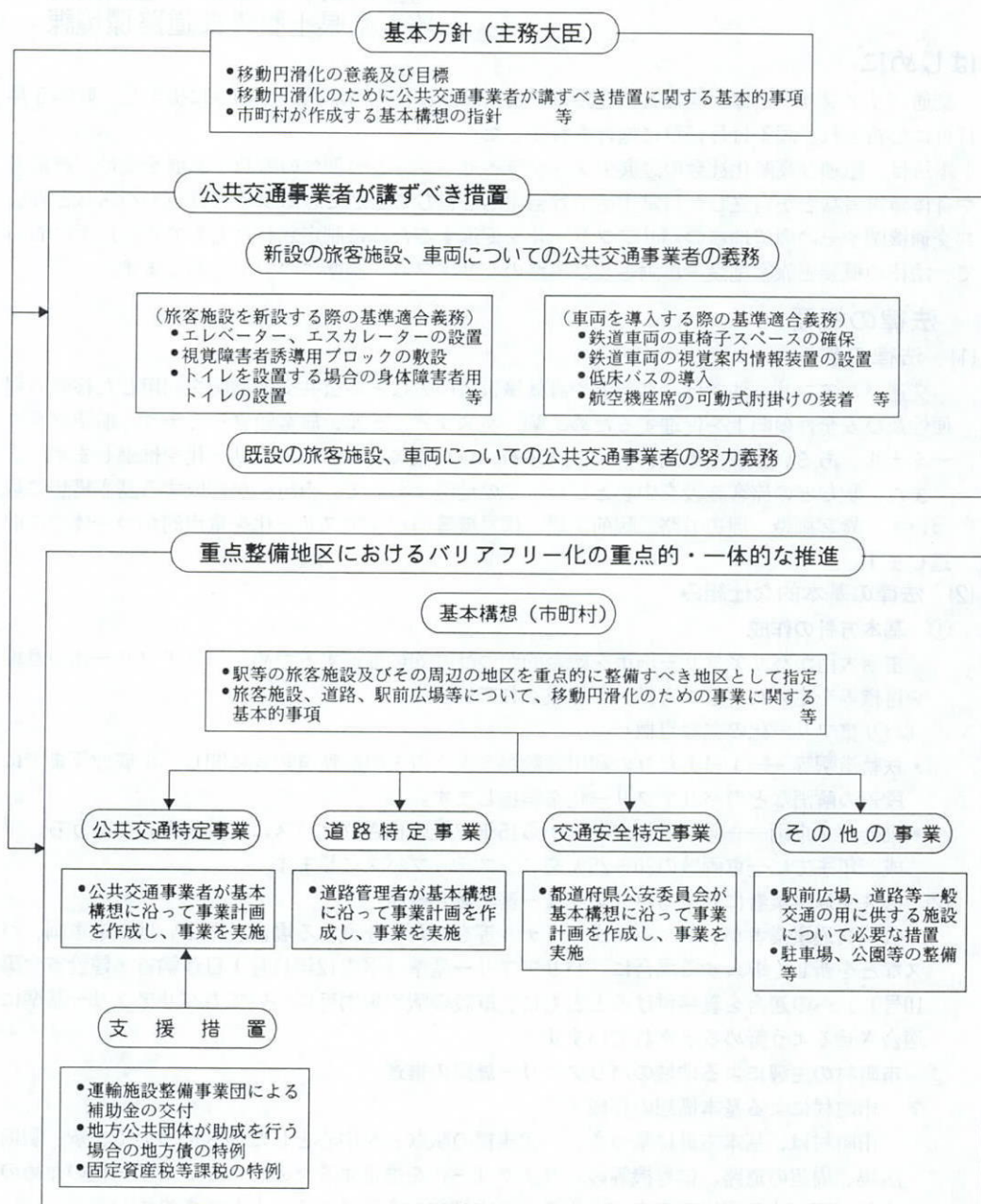
イ 基本構想に基づく事業の実施

公共交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施します。

④ 国、地方公共団体の支援措置

バリアフリー化事業に対する支援措置や駅施設などのバリアフリー化の状況についての情報を提供します。

— 交通バリアフリー法の仕組み —



2 旅客施設・車両等のバリアフリー基準

交通バリアフリー法では、旅客施設や車両等のバリアフリー化について、基準（「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」平成12年11月1日運輸省・建設省令第10号）が定められています。

このうち、鉄軌道駅や車両等に関する主な内容について、説明します。

(1) 鉄軌道駅（第4条～21条）

- ① 駅の出入口からプラットホームへ通ずる経路について、エレベーター及びスロープにより高低差を解消すること。
- ② 車いすが通るための幅を確保すること。
- ③ プラットホームと鉄道駅等の床面とは、できる限り平らにすること。また、プラットホームと鉄軌道車両の床面との隙間は、できる限り小さくすること。
隙間や段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障があるときは、車いす使用者の乗降を円滑にする乗降設備を1以上備えること。
- ④ プラットホームにホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。
- ⑤ エレベーター、エスカレーター、トイレ、券売機等について、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。
- ⑥ その他、視覚障害者誘導用ブロック、視覚情報及び聴覚情報を提供する設備を備えること。
- ⑦ 階段の両側に手すりを設置すること。

(2) 車両等（第29条～第40条）

- ① 鉄軌道車両、乗合バス、船舶、航空機には、視覚情報及び聴覚情報を提供する設備を備えること。
- ② 乗合バス
 - ・低床バス（ノンステップバス、ワンステップバスレベル）とすること。
 - ・車いすスペースを設置すること。
 - ・車外用放送装置を設置すること。
- ③ 鉄軌道車両
 - ・車いすスペースを設置すること。
 - ・トイレについて、高齢者、身体障害者の円滑な利用に適した構造とすること。
 - ・列車の連結部への転落を防止するための措置を講ずること。

3 道路のバリアフリー基準について

(1) 道路特定事業の実施

市町村が、法に基づいて基本構想を作成した場合は、道路管理者はこの基本構想に即して道路特定事業を実施することとしています。

駅などの旅客施設と官公庁施設、福祉施設等とを結ぶ経路では、特に高齢者や障害者の方々が使いやすい構造とする必要があり、整備の基準（「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」平成12年11月15日建設省令第40号）が定められています。

この基準のうち、歩道、立体横断施設、案内標識や視覚障害者誘導用ブロックの設置に関するものについて、説明します。

(歩道の設置) 第3条

特定経路を構成する道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けること。

- ・特定経路とは、駅などの旅客施設と官公庁施設、福祉施設等とを結ぶ経路で、市町村が作成する基本構想の中で指定されます。

(有効幅員) 第4条

歩道の幅員は、歩行者が実際に通行できる幅員（有効幅員）を2メートル以上（自転車歩行者道にあっては、3メートル以上）確保すること。

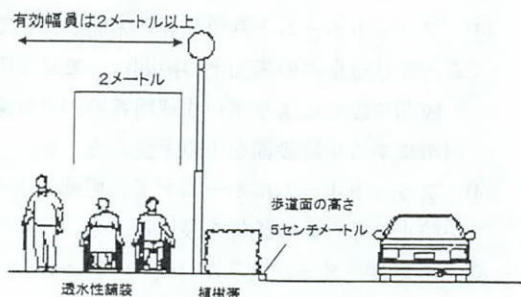
- ・この有効幅員内には、電柱、看板等は原則として設けないものとします。

(舗装) 第5条

舗装は、原則として、透水性舗装とすること。

- ・平坦性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮したものです。

〔歩道の標準横断面図〕



(こう配) 第6条

こう配は、原則として、縦断方向に5パーセント以下、横断方向に1パーセント以下とすること。

- ・車椅子を利用する方々に配慮し、出来るだけ勾配を少なくしようとしたものです。このこう配は、道路自体のこう配も含めた合成こう配として取り扱われます。

(歩道等と車道等の分離) 第7条

車道や路肩に接続して縁石線を設けることとし、縁石の高さは、15センチメートル以上とし、必要に応じて歩車道境界に植樹帯、並木又はさくを設置すること。

- ・車両の歩道への逸脱防止を考慮したものです。

(高さ) 第8条

歩道面の高さは、5センチメートルを標準とし、車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して設置すること。

- ・こう配を小さくし、車両の歩道への逸脱防止を図ることなど、総合的に判断して、歩道面の高さを5センチメートルとしたものです。

(横断歩道に接続する歩道等の部分) 第9条

歩道が横断歩道に接続する歩車道境界部の段差は2センチメートルを標準とすること。

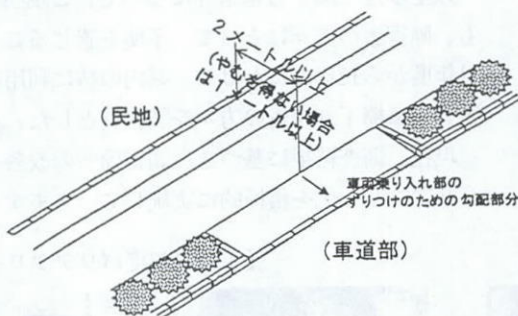
- ・視覚障害者の方は、段差により車道と歩道の区別をするためです。

(車両乗入れ部) 第10条

車両の乗入れ部では、歩道の平坦部分（第6条のこう配を満たす）を2メートル以上確保する。

- 車椅子の通行を考慮したもので、やむを得ない場合でも1メートル以上の確保が必要です。

[車両乗り入れ部の構造]



(立体横断施設) 第11条

移動の円滑化に必要な立体横断施設には、原則としてエレベーターを設置すること。

- 特定経路において、立体横断施設が必要と認められた場合には、その立体横断施設にはエレベーターの設置が義務づけられます。ただし、やむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができます。

(案内標識) 第33条

交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、身体障害者が見やすい位置に、公官庁施設、福祉施設等の案内標識を設けること。

- これらの案内には、視覚障害者の安全な通行を確保するために、必要に応じて触知式、点字または音声による案内標識を設けます。なお、本条をうけ、「道路標識、区画線及び道路案内表示に関する命令の一部を改正する命令」（平成12年11月15日総理府・建設省令第4号）がありました。



(視覚障害者誘導用ブロック) 第34条

歩道等、立体横断施設の通路、自動車駐車場の道路、乗合自動車停留所などには、視覚障害者の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。また、視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面と当該ブロック部分を容易に識別できる色とすること。

- 色の識別が可能な、弱視者の方に配慮したものです。

なお、以上の図面等については、国土交通省から提供されたものを使用しました。

(2) 埼玉県の取り組み

以上歩道に関する基準等について、ご説明いたしました。これら基準にない部分についても、障害者の方々にとって、不便を感じるものが数多くあります。このため、埼玉県は、平成11年度から12年度にかけて、県内の特に利用者の多い22駅周辺の県管理道路について、視覚障害者や車椅子利用者の方々を調査員とした、バリアフリー点検を実施しました。

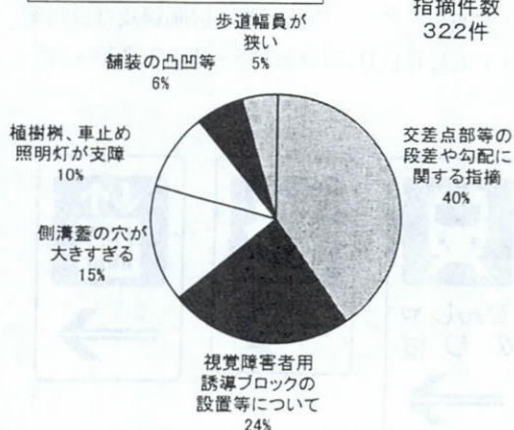
現在、調査結果に基づき、調査箇所の改善を実施中ですが、今後も細やかに配慮した道路のバリアフリー化を積極的に実施していきます。

【平成11年度バリアフリー点検状況と点検結果】



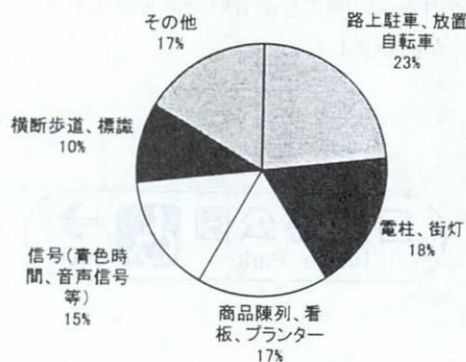
道路施設に関する指摘の内訳

指摘件数
322件



民間施設や規制標識等道路施設以外に関する指摘の内訳

指摘件数
426件



4 今後の対応

県では、これまでも高齢者や身体障害者をはじめ、県民の誰もが安心して利用できるよう、駅のエレベーター、エスカレーターなどの施設整備費用に対する支援や幅広い歩道の整備、歩道の段差解消などのバリアフリー化に積極的に取り組んできました。

また、本法の施行を受け、県内の市町村においても地域のバリアフリー化を推進するため、基本構想の策定に着手しているところもあります。

今後とも、国、市町村、公共交通事業者と連携の上、多くの駅やその周辺地域で、1日も早くバリアフリー化が実現されるよう、その整備促進を図ってまいります。

行政情報(1)

平成13年度

県当初予算の規模概要と主要施策

県の平成13年度当初予算の規模は、一般会計が1兆7,919億5,500万円で、前年度当初比1.3%の減、一般、特別、企業会計を合わせた全会計合計は前年度当初比0.5%減の2兆2,407億558万円。

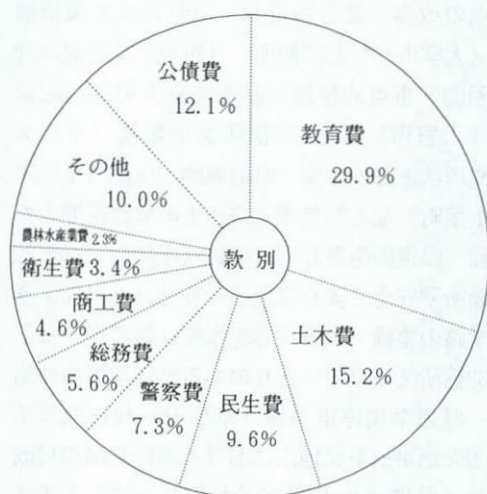
投資的経費は、2,880億5,248千円で、前年度当初比9.7%の減であり、うち県費単独事業は11.4%の大幅減となっている。公共事業は236億8,300万円減、昨年度比15%減で前年度の20%減に引き続き、全国的に見ても最も厳しい削減を実施し徹底的な重点化を図った結果、平成11年度比で32%減となった。また款別構成比で見ると、土木費は12年度16.7%から13年度は15.2%にダウンしており、建設産業界にとって極めて厳しい当初予算となっている。

◆新規事業及び主要施策

(数字は単位百万円)

- ◎ (新規) 彩の国青空再生戦略の推進 (1,663)
- ◎ 「ゴールドプラン」の推進(23,798)
- ◎ 女性センター(仮称)の整備(1,810)
- ◎ 災害に強いまちづくりの推進(60,982)
- ◎ 警察基盤の整備(2,995)(新規) 浦和東(仮称)署建設ほか
- ◎ (新規) 交差点の計画的・重点的整備 (10,712)
- ◎ さいたま新都心のにぎわいづくり (228)(新規) 北と野デッキ接続ほか
- ◎ 県内1時間道路網構想の推進(50,784)
- ◎ (新規) 電子県庁の構築(1,088)
- ◎ 浦和東部、岩槻南部土地区画整理事業の推進(1,673)

費目別構成費



- ◎ さいたま新産業拠点(SKIPシティ)の整備(8,869)
- ◎ 上越新幹線本庄駅(仮称)の建設(259)
- ◎ 常磐新線の建設促進(4,488)

関係部局の予算規模と主な施策

○土木部

平成13年度当初予算の一般会計は1,447億2,208万3千円で前年当初比10.8%減、用地事業特別会計は348億3,281万5千円で同じく5.2%の減である。

◆課所別主要事業規模概要

(単位 千円)

【道路整備課】

▽幹線道路の整備 一般国道122号蓮田岩槻バイパスなど17号線 3,611,000 ▽東西方向の道路の整備 県道松戸草加線など7路線 972,000 ▽インターチェンジへのアクセ

ス道路の整備 県道熊谷小川秩父線など9路線 8,510,408 ▽自然にやさしい道づくり 181,000 ▽第59回国民体育大会を支援する道路の整備 青山熊谷線(久下橋)など7路線、8箇所 3,032,400 ▽本庄地方拠点都市地域を支援する道路の整備 2,392,100

【道路環境課】

▽交通渋滞対策の推進 10,418,248 ①交差点の改良 緊急右折レーン県道大宮栗橋線(大宮市)など35箇所 (新規)交差点の計画的・重点的整備—県道大宮上福岡所沢線(大宮市)など177箇所②小規模バイパスや環状道路の整備—県道藤岡本庄線(本庄市、上里町)など36箇所③交通上の隘路区間の整備—県道西金野井春日部線(庄和町)など82箇所▽安全で安心な道づくり 8,125,100①通学路の整備—県道保谷志木線(新座市)など63箇所②安全でゆとりのある歩行空間の整備—県道草加停車場線(草加市)など26箇所③交通事故多発地点における道路交通環境改善—県道浦和大宮線(大宮市)など7箇所④(新規)自転車利用環境の整備—一般国道463号(所沢市)▽人にやさしい道づくり 466,000①バリアフリー歩行空間の整備—県道練馬川口線(戸田市)ほか26箇所②道の駅の整備—一般国道299号(横瀬町)▽電線類の地中化の促進 9箇所を実施 507,600 ▽道路の維持管理 9,526,519①舗装修繕—一般国道140号(荒川村)など148箇所②橋梁修繕—県道蕨鳩ヶ谷線境橋(川口市)など50箇所災害から暮らしを守る道づくり 1,914,000 ①橋梁の耐震補強—一般国道463号羽根倉橋(浦和市)など14箇所②落石等危険箇所の安全対策—県道秩父名栗線(秩父市)など40箇所

新規に交差点重点的整備事業

県土木部は、平成12年度に創設した緊急右折レーン設置事業を引き続き実施するほか、新たに261箇所の重点整備箇所を選定し、平成17年度まで計画的に交差点改良を推進する。13年度は県道大宮上福岡所沢線(大宮市)など177箇所実施する。

【河川課】

氾濫を防ぐ治水対策の推進 44,904,968 ▽総合的な治水対策推進 7,524,036 ▽床上浸水対策の推進 2,583,000 ①地下河川及び調節池の建設—鴻沼川流域(大宮市)、東川流域(所沢市)②排水機場の建設—飯盛川流域(坂戸市)▽自然や人にやさしい川づくり 390,850 ▽河川浄化対策の推進 綾瀬川流域、不老川流域、芝川、笹目川、976,200 ▽水辺都市づくり 一級河川元荒川 大相模調節池 1,161,950

【ダム砂防課】

土砂災害防止対策の推進 2,079,600①通常砂防事業ほか—宮沢川(都幾川村)など40箇所②急傾斜地崩壊対策事業ほか—川寺地区(飯能市)など19箇所

○住宅都市部

一般会計では1,272億5,042万7千円で、前年度当初比10.0%の減。流域下水道事業特別会計は533億5,495万3千円で同じく5.8%の減。県営住宅管理事業特別会計は163億7,215万3千円で同じく6.5%の減となっている。

【都市整備課】

街路整備事業費 1,750,000 田島大牧線ほか19路線▽緊急地方道路(街路)整備費 3,540,000 西新二号線ほか19路線▽緊急地方道路(街路)整備事業費 4,131,000(〃)

▽住宅宅地関連公共施設（街路）整備促進事業費 572,000 与野市与野停車場線ほか1路線
▽地方特定道路街路整備費 2,713,000 西停車場線ほか17路線▽街路整備費 3,041,400 鶴瀬駅東通線ほか30路線▽土地区画整理組合等補助 1,448,000 緊急地方道路（区画整理）整備費 927,400 緊急地方道路（区画整理）整備事業費 1,021,600 地方特定道路区画整理組合等補助 1,998,000 与野駅西口土地区画整理事業費 40,000 伊奈特定土地区画整理事業費 1,693,163 伊奈北部地区公共下水道事業費 190,000 公共団体系画整理事業費 400,828 常磐新線沿線地域整備推進費 5,436,813 市街地再開発事業等公共施設整備費補助 431,949 市街地再開発促進費補助 1,212,756 市街地再開発初動期支援貸付金 100,000

【下水道課】

▽（新規）利根川流域下水道整備総合計画策定事業費 9,000 荒川左岸南部流域下水道事業費 5,309,600 荒川左岸北部流域下水道事業費 2,092,500 荒川右岸流域下水道事業費 3,133,700 中川流域下水道事業費 8,813,800 古利根川流域下水道事業費 1,409,700 荒川上流流域下水道事業費 41,200 市野川流域下水道事業費 859,000

【都市づくり政策室】

浦和東部・岩槻南部土地区画整理事業推進費 1,673,300 新規）本庄新都心土地区画整理事業推進費 1,400

【新都心基盤整備課】

▽さいたま新都心西土地区画整理整備費 398,000 さいたま新都心街路整備費 1,786,816 埼玉新都心緊急地方道路（街路）整備費 1,884,520 さいたま新都心緊急地方道路（街路）整備事業費 2,148,850 さいたま新都心街路改良事業費 601,598

【公園課】

▽競技施設等整備費 124,401 大宮公園ほか3公園▽バリアフリー公園推進費 60,000

大宮公園ほか1公園▽公園等建設費 357,395 狭山ジョンソン基地跡地（仮称）ほか11公園▽公園施設整備事業費 2,580,000 狭山ジョンソン基地跡地（仮称）ほか8公園等▽熊谷スポーツ文化公園国体メイン会場建設費 1,808,786 熊谷スポーツ文化公園国体メイン会場（競技施設）建設費 7,413,730

【スタジアム施設課】

▽埼玉スタジアム2002建設費 6,928,331 埼玉スタジアム2002公園敷地整備費 2,452,741

【住宅建設課】

平成11年度公営住宅建設費 435,621 平成12年度公営住宅建設費 3,316,292 平成13年度公営住宅建設費 1,727,931 平成11年度既設公営住宅改善事業費 302,800 ケア付き県営住宅建設費 8,177

○農林部

一般会計407億5,278万9千円で、前年度当初費比 7.6%の減。

【農村整備課】

県営かんがい排水事業 9 地区 1,945,000 県営ほ場整備事業12地区 1,380,350 県営畑地帯総合農地整備事業 2 地区 203,700 利根中央農業用水再編整備事業 用水路工 9,1 km 2,255,000 団体営基盤整備促進事業等76地区 1,516,010 県営農地防災事業18地区 1,947,544 団体営農地防災事業 7 地区 112,572 農業集落排水事業 42 地区 3,058,360 彩の国ふるさと集落排水事業 3 地区 158,250 県営農村環境整備事業11地区 299,250 彩の国ふれあいの里整備事業 1 地区 105,000 県営農道整備事業 33 地区 981,532

【林務課】

林道開設事業14路線 4 km 822,082 ふるさと林道緊急整備事業 6 路線 5 km 487,600 既設林道改良整備事業30箇所13km 382,920 林業地域総合整備事業▽秩父広域地区13箇所 3

km、荒川村地区3箇所1km 519,100▽治山事業58箇所 1,206,370▽水源の森整備事業23箇所 326,350

○企業局

企業局の平成13年度当初予算額の合計は1,157億558万9千円で前年度比3.8%の減。うち資本的支出は569億9,289万3千円で前年度比2.1%の減。

【電気事業】

滝沢発電所建設事業 72,693 主な事業は滝沢ダム建設負担金、発電所実施設計その2

【工業用水道事業】

業務設備整備費 438,008 主な事業は柿木浄水場2系水処理監視システム更新工事、同1系配水管制水弁設置工事

【水道用水供給事業】

(1)水道用水供給施設建設事業 23,939,502 主な事業①送水施設整備(6,253,915) 送水管工事(幸手幹線、白岡、岩槻幹線) 送水調整池工事(上赤坂中継ポンプ所等) ②浄水施設(3,951,990 吉見浄水場含む) 土木建築工事(行田浄水場排水池増設工事等) ③水源施設建設費負担(9,026,474) ④災害に強い水道施設の整備(7,077,380) ⑤吉見浄水場の建設(3,873,339) <再掲>遊水池築造、導水路工事等▽(2)業務設備費 5,784,930 主な事業は大久保浄水場西部系2B沈殿ろ過池電気設備更新工事、庄和浄水場本館電気設備更新工事 庄和浄水場排水処理施設更新工事

【地域整備給事業】

(1)行田南部工業団地造成事業 976,097 道路舗装工事、公園・緑地整備工事▽(2)妻沼西部工業団地造成事業 509,674 道路築造工事▽(3)杉戸深輪工業団地造成事業 1,038,197 道路舗装工事、公園・緑地整備工事▽(4)羽生下川崎工業団地造成事業 550,370 水路築造工事、街区確定測量

●その他の部局

【警察本部】

(新規)浦和東(仮称)警察署庁舎建設費 379,236 ▽交番、駐在所建設費 7,393 (債務負担行為 限度額 375,201)

【教育局】

屋上防水対策 工事5校、設計7校 308,681 ▽バリアフリーの推進 工事14校、設計14校 174,716 ▽赤水対策など 工事14校、設計14校 562,337

【労働商工部】

さいたま新産業拠点(SKIPシティ)整備事業推進費 347,326▽さいたま新産業拠点(SKIPシティ)整備費(継続事業第2年次支出額) 8,522,000

【総合政策部】

(新規)総合計画策定事業 39,662 ▽常磐新線促進費 4,487,660▽上越新幹線本庄駅(仮称)設置事業費 負担金 259,000

【総務部】

電子県庁ネットワーク事業費 県庁LAN 352箇所 358,808

【環境防災部】

(新設)公共関与による資源循環モデル事業費 基本構想・募集要項 52,424▽(新規)防災行政無線高度化推進事業費 (1,554,945)

【健康福祉部】

(新設)埼玉学園の整備 240,648 教育棟新築及び本館棟改修棟

浦和東(仮称)警察署庁舎を新設

▽建設地 浦和市大牧地内

▽敷地面積 6,815.3㎡

▽鉄筋コンクリート造地上3階建て
延べ床面積 3,440㎡

▽建設工事 平成13年度～14年度

▽予算額

平成13年度 379,236千円

総事業費 4,340,617千円



熊谷スポーツ文化公園 陸上競技場が着工

平成16年開催

59回国民体育大会競技施設の整備進む

平成16年に埼玉県下で開催される第59回国民体育大会に向けて、競技施設の整備が本格化している。メイン会場の熊谷スポーツ文化公園陸上競技場（仮称）及び同公園屋内運動施設（仮称）が今年2月着工したのをはじめ、県、市町村により競技施設の新設、改修が進められている。第59回国民体育大会埼玉県準備委員会の競技施設整備計画（5次）により、2月1日現在の国民体育大会競技施設の整備計画、整備状況をまとめた。

【競技施設の整備状況総括】

夏季大会、秋季大会あわせて競技施設の総計は88施設で、その内訳は新設13、改修・改築が33、特設12、既設30となっている。

新設13を整備主体別にみると、県施設3、市町村施設10。また、改修・改築33のうち県施設2、市町村施設31となっている。

【新設県施設の概要】

◎熊谷スポーツ文化公園陸上競技場（仮称）

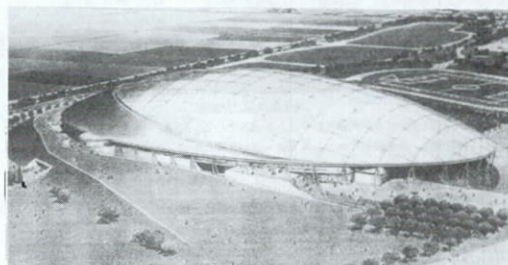
規模 R C造4階建て延べ面積
22,518㎡（日本陸上競技
連盟第1種公認陸上競技
場）1周400m、9レ
ーン、観客席15,392席



陸上競技場完成図

◎熊谷スポーツ文化公園屋内運動施設（仮称）

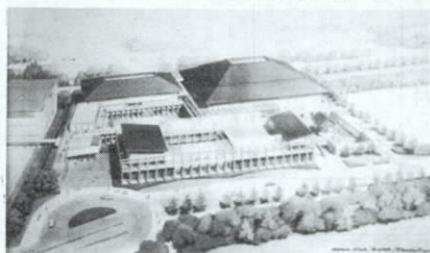
規模 R C造1部S造2階建て
延べ30,055㎡、膜屋根工
法を取り入れたドーム型
（体操競技）



屋内運動施設完成図

◎新県立武道館（仮称）

規模 R C造1部木造、S造2
階建て延べ床面積11,050
㎡、主道場は柔道6面、
剣道8面。他に練成道場、
弓道場、相撲場など。



新県立武道館完成図

競技施設整備計画一覧（新設・改修・特設）

【県施設】

新設（３）

会場地	競 技	競 技 施 設 名	施 設 の 概 要				着工 年度	完成 年度
			縦 m	横 m	高さm	広さ㎡		
熊 谷 市	陸 上 競 技	熊谷スポーツ文化公園陸上競技場 (仮称)	日本陸上競技連盟第１種公認陸上 競技場 １周 400m、９レーン				12	15
	体 操	熊谷スポーツ文化公園屋内運動施設 (仮称)	43.3	76.3	12~28	3,300	12	14
上 尾 市	柔 道	新県立武道館（仮称）	柔道場６面				12	15

改修・改築（２）

大 宮 市	ライフル射撃	埼玉県警察学校射撃場	30射座				11	13
吉 川 市	ハンドボール	埼玉県立吉川高等学校体育館	45	30	14	1,350	検討中	

特設（２）

上 尾 市	自 転 車	国体特設ロード・レースコース	上尾市を発着点として、５市、３町、３村にまたがる全長約155kmのコース				13	16
桶 川 市								
北 本 市								
鴻 巣 市								
吉 見 町								
東松山市								
嵐 山 町								
玉 川 村								
都幾川村								
東秩父村								
小 川 町								
江 南 町	馬 術	特設馬術場	障害用馬場１、馬場馬術用馬場１				12	16

【市町村施設】

新設 (10)

会場地	競 技	競 技 施 設 名	施 設 の 概 要				着工 年度	完成 年度
			縦 m	横 m	高さm	広さ㎡		
浦和市	ウエイトリフティング	(仮称) 第2 体育館 メインアリーナ	40	65	16.7	2,600	12	14
		サブアリーナ	34	34	13.5	1,156		
飯能市	ホ ッ ケ ー	阿須運動公園ホッケー場	55	91.4		5,027	11	11
本庄市	バスケットボール	本庄総合公園体育館 (仮称)	39	75.6	18.2	2,948	12	13
岩槻市	軟 式 野 球	川通公園野球場	中堅 122m 両翼 95m			13,295	12	14
春日部市	卓 球	(仮称) 春日部市総合体育館	65	40	19	2,600	11	13
越谷市	サ ッ カ ー	しらこぼと運動公園陸上競技場	68	105		7,140	12	14
八潮市	ハンドボール	(仮称) 八潮市鶴ヶ曽根体育館	33	46	12.5	1,518	12	13
鶴ヶ島市	ソフトボール	(仮称) 鶴ヶ島市運動公園 ソフトボールグラウンド	両翼 69m 2 面			7,000	12	14
日高市	弓 道	(仮称) 日高市総合文化体育館弓 道場 (10人立)	49.6	28	4	1,313	12	13
児玉町	バスケットボール	児玉町総合体育館 (仮称)	50	38	13.7	1,898	13	15

改修 (31)

川越市	バレーボール	川越運動公園総合体育館	38.6	61.6	17.0	2,537	14	14
	サ ッ カ ー	川越運動公園陸上競技場	68.0	105.0		7,140	14	14
	高等学校野球	川越市初雁公園野球場	中堅 110m 両翼 91m			8,000	14	16
熊谷市	ラグビーフットボール	熊谷荒川緑地ラグビー場	90	160		14,400	14	14
川口市	水 泳	川口市立青木町公園総合運動場プ ール	競泳プール50.02m×25m水深2.0m 飛込、シンクロイザミグ兼用プール 25m×20m 水深5.0m				12	14
		川口市立総合高等学校プール	50m×22m 水深2.0m				11	12
	テ ニ ス	市立青木町公園総合運動場庭球場	12面				14	14
	軟 式 野 球	市立青木町公園総合運動場野球場	中堅 118m 両翼 95m			12,870	13	14
秩父市	剣 道	秩父市文化体育センター	36	42	18	1,542	14	14
所沢市	バレーボール	所沢市民体育館	42	82	18	3,444	14	15
飯能市	ホ ッ ケ ー	美杉台公園多目的グラウンド	55	91.4		5,027	14	14
加須市	山 岳	加須市民体育館クライミングウォール		4	15	(4基)	11	11
狭山市	ソフトテニス	智光山公園テニスコート	16面				13	14
越谷市	バレーボール	越谷市立総合体育館	40.0	64.0	18.0	2,560	14	14
入間市	な ぎ な た	入間市民体育館	46	35	16~12	1,600	14	15

改修（続き）

改修(続き)

会場地	競 技	競 技 施 設 名	施 設 の 概 要				着工 年度	完成 年度
			縦 m	横 m	高さm	広さ㎡		
朝霞市	軟式野球	朝霞中央公園野球場	中堅 120m	両翼 90m		11,634	11	14
志木市	レスリング	志木市民体育館	36	42	12.5	1,512	15	15
新座市	レスリング	新座市民総合体育館メインアリーナ	35	60	18	2,100	13	15
桶川市	バスケットボール	桶川サン・アリーナ	58.0	35.0	23.0	2,056	14	14
久喜市	バドミントン	久喜市総合体育館	64.0	36.0	23.6	2,266	15	15
北本市	ソフトボール	北本総合公園多目的広場	150	110		16,500	13	13
八潮市	ハンドボール	八潮市立大原中学校体育館	33	46	15	1,538	13	14
三郷市	ハンドボール	三郷市総合体育館	44.6	37.7	14.5	1,681	13	14
坂戸市	ソフトボール	市民総合運動公園軟式野球場B面	両翼 61m 1面			11,527	13	14
		多目的運動場	両翼 61m 1面			13,200	13	14
吉川市	ハンドボール	吉川市総合体育館	46.0	36.0	9.7	1,635	14	14
吹上町	ソフトボール	吹上町総合運動場	両翼 70m 1面				13	14
毛呂山町	ソフトボール	大類グラウンド	両翼 70m 1面			12,600	14	14
上里町	空 手 道	上里町民体育館	46.8	28.6	13	1,338	14	14
大利根町	ボクシング	大利根町立文化体育館	40.0	32.5	18.1	1,300	12	13
庄和町	軟式野球	庄和球場	中堅 120m	両翼 92m		13,153	12	14

特設（10）

幸手市	カヌー	権現堂調節池	コースの長さ 500m、レーン数 9レーン、水深2m				14	15
栗橋町	カヌー	権現堂調節池	コースの長さ 500m、レーン数 9レーン、水深2m				14	16
長瀬町	カヌー	荒川特設カヌー競技会場	スラロームコースの長さ 500m ワイルドウォーターコースの長さ 1,500m				15	16
秩父市	山岳	武甲山橋立・長者尾根コース	距離 7,778m				15	16
草加市	相撲	草加市スポーツ健康都市記念体育館	44	57	15	2,508	15	16
鴻巣市	ソフトボール	上谷総合公園	両翼 70m 1面				14	14
日高市	弓道	（仮称）日高市特設遠的弓道場 （6人立）	73	18	4	1,314	16	16
小鹿野町	山岳	観音山縦走コース	距離 7,583m				15	16
北川辺町	セーリング	渡良瀬貯水池	2水域				14	16
宮代町	アーチェリー	はらっパーク宮代	150	180		27,000	15	16
			射程距離 70m、90m					

スーパー堤防整備事業の推進について

国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課

はじめに

昨年9月11日から12日にかけて、名古屋市及びその周辺地域は記録的な集中豪雨に見舞われ、新川の破堤をはじめ庄内川の越水により都市機能が麻痺するなど甚大な被害が生じました。

このことは、特に首都圏などの大都市に対して、河川、下水道整備の進捗、都市化の進展等に伴い水災に対する危機意識が薄らいでいる状況の中で、その脅威を改めて認識させることとなりました。

記録的な集中豪雨は過去にも度々発生しており、また、近年増加傾向にあります。今後とも集中豪雨がどこかで発生することは避けられません。また、記録的な集中豪雨とそれに伴う河川の氾濫という潜在的な危険性は常に存在しています。

このことから、昭和62年度に大都市地域において大河川の超過洪水等による堤防の破堤を防ぎ、人口や資産が集中するとともに中枢機能が集積している大都市の壊滅的な被害を回避するための高規格堤防整備事業が創設され、関東地方整備局でも管内の大河川で危機管理対策として高規格堤防（スーパー堤防）の整備を進めています。

1. 埼玉県内における大水害

埼玉県内においては、利根川が昭和22年9月のカスリーン台風による記録的な豪雨により、現在の大利根町新川通り地先において破堤（延長340m）し、この破堤による洪水は埼玉県下のみにとどまらず、東京都葛飾区、江戸川区まで侵入し、浸水面積は約440km²にも及びました。

荒川においても利根川と同じようにカスリーン台風時に熊谷市久下地先外数ヶ所で堤防が破堤し、これらの濁流は利根川の濁流と合流し、東京都まで達しました。

また、利根川について、これを都市開発が進んだ現在の状況で計算すると、かつてのように降った雨が地面に吸収されずに、ほとんど河川に流れ込むことなどにより、浸水区域内人口約210万人、被害額約15兆円と予想され、我が国全体の社会経済にも影響を及ぼすような大災害になることが想定されます。（表－1）

表－1 昭和22年洪水氾濫実績と現況氾濫計算

洪水	22年実績洪水	22年洪水（計算値）
破堤地点	134.4km（右岸）	134.4km（右岸）
地形	S. 22年当時	現 況
氾濫面積	約440km ²	約555km ²
浸水域内人口	約60万人（S 22年当時）	約210万人（H 4年）推定
被害額	約70億円 （一般資産＋農作物等）	約15兆円（H 4年）推定



写真-1 水防拠点等と合わせて整備中のスーパー堤防
(熊谷市久下地区、カスリーン台風時決壊地点)

さらに近年では、平成10年9月の台風5号による大雨で利根川の栗橋町栗橋地点で戦後3番目の流量である $10,430\text{m}^3/\text{s}$ を記録し、平成11年9月の熱帯低気圧による大雨で荒川の熊谷観測所で洪水の水位が5.33m、治水橋で11.35mに達し、観測開始以来最高の水位を記録しました。これに対し、カスリーン台風以降進められてきた様々な治水事業の効果や沿川の水防団による懸命の水防活動により洪水氾濫を防ぐことができましたが、今後の更なる洪水対策の必要性を再認識させるものとなりました。

2. スーパー堤防整備事業

大都市地域を流れる河川で、計画規模を上回るような洪水により堤防がこわれて氾濫が起きた場合、都市は回復不可能なダメージを受けると予想されます。とくに日本の河川は洪水による氾濫を起こしやすい自然特性を持っているうえに、主要な都市の多くは川沿いの低地に位置しています。

このため、スーパー堤防は、人口・資産が高度に集積したこのような大都市の洪水による壊滅的な被害を未然に防ぐことを目的に整備が行われるものです。

このスーパー堤防は、現在の堤防の市街地側に土を盛って、堤防の幅を高さの約30倍程度にした幅の広い堤防で、図-1のように台地のような形状で、計画規模を超えるような大洪水によって越水が生じてても、壊れることがないなど破堤による壊滅的な被害を防ぐものです。

具体的には、

- ① 越水してもこわれぬ堤防。
- ② 浸透してもこわれぬ堤防。
- ③ 地震に強い堤防。

です。

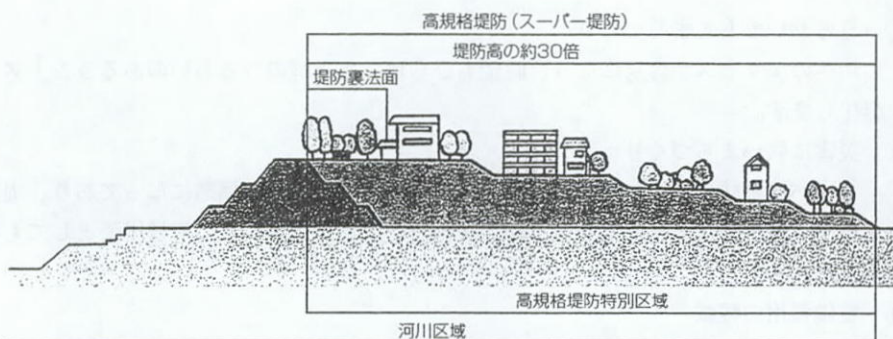


図-1 スーパー堤防の断面図

また、この土で造られるスーパー堤防には、次のような優れた点があります。

- ① 堤防の上（高規格堤防特別区域）は、家を建てたり、植物を植えたり、普通の土地利用ができます。
- ② 古くなっても、強度が落ちたり、壊れたりしません。
- ③ 基礎地盤と一体化し、地下水などを遮断しないので、生態系を大きく改変することはありません。
- ④ 材料の入手が容易で、かつ建設発生土の有効利用ができます。
- ⑤ 人と水辺を結ぶ親しみのある空間づくりができます。

さらにこのスーパー堤防は、その上部で通常の土地利用が行えることを前提に盛土するものであり、完成後は従来どおりの土地利用ができるため、用地買収を行う必要のない事業です。

このため、一般スーパー堤防の整備は、沿川地域の建物の建替えや土地利用の高度化等の機会を利用して行っています。特に土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的整備事業と一体となっていく場合には、河川空間を生かした快適で美しいまちづくりを進めることができます。

さらに、スーパー堤防のまちづくりにおける特徴を述べますと、



写真-2 公園との一体整備によるスーパー堤防（利根川羽生市常木地区）

① うるおいのあるまちづくり

川へのアクセスが容易になり、眺望もひらけ、水と緑のうるおいのあるランドスケープが誕生します。

② 災害に強いまちづくり

スーパー堤防は、これまでの堤防に比べ地震に耐えられる構造になっており、堤防上にはオープンスペースが確保できるため、災害時（地震・火災時）の避難場所としても利用できます。

③ 整備費用の軽減

スーパー堤防の盛土の費用は河川管理者が負担し、施工も河川管理者が行います。また、その他の工事及び補償費が河川管理者と共同事業者とのアロケーションになるため、土地区画整理事業等の費用の軽減が図れます。

④ 裏法面の有効利用

土地区画整理事業の場合、普通の堤防の裏法面部分は、スーパー堤防化することにより公園など公共スペースとして有効に活用できるため、公共減歩や保留地減歩の緩和、容積率の緩和等が実現します。また、これらのメリットを活かした土地の高度利用が可能になります。

なお、スーパー堤防の整備は、大都市地域の大河川における超過洪水対策として行われるものであり、現在のところ、全国で利根川、江戸川、荒川、多摩川、淀川及び大和川の6河川が対象となっています。

3. 埼玉県内におけるスーパー堤防の整備状況

埼玉県内におけるスーパー堤防の整備は、利根川（小山川合流点から河口まで）、江戸川（利根川分派点から河口まで）及び荒川（熊谷大橋から河口まで）で整備を進めています。

現在、スーパー堤防の整備は、洪水時に水防活動や緊急復旧活動等を行う拠点である河川防災ステーションの整備と合わせて実施するとともに、沿川の自治体による公園整備や公共施設等の新設・建替えなどとの共同事業として行っています。

さらに、沿川における土地区画整理事業との共同事業とともに、埼玉県内の各河川の沿川の土地利用が農業的土地利用が大部分であることから土地改良事業等の農業農村整備事業との連携事業について調整を図っているところであり、これらとの調整を進め整備に着手していく予定です。

現在までのスーパー堤防の整備状況は、関東地方整備局管内（全延長約680km）では、27地区、約9.4kmが完成、34地区、約22.7kmが事業中です。埼玉県内においては8地区、約1.9kmが完成、12地区、約8.9kmが事業中となっています。（表-2、図-2）

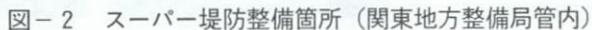
4. 今後の整備方針

スーパー堤防の整備は、大幅な土地の形質の変更を伴うこと、スーパー堤防の区域内の土地が通常の利用に供されるものであることから、スーパー堤防の整備を行うに当たっては、特に都市部において沿川地域の土地利用及び都市基盤施設等の整備との整合を図り、治水安全度の向上と、水と緑豊かな良好な市街地整備を進める必要があります。

このことから、スーパー堤防と市街地等との一体的かつ計画的な整備を推進するため、河川管理者と沿川の自治体の都市計画部局等と一緒に各河川ごとに「沿川整備基本構想」を

【H 1 2 年現在】

2. 暫定断面での完成を含む。



– 21 –

「夢かがやき

童謡のふる里おおとね」をめざして

「童謡のふる里おおとね」基本理念

1. 人にやさしいまちづくり
2. 子どもが夢をもてるようなまちづくり
3. 町民が主役のまちづくり



大利根町長 島田 徳三



童謡のふる里おおとね農業創生センター

■はじめに

大利根町は、北に利根川を臨む埼玉県の東北部に位置し、県内有数の穀倉地帯で、水稻及びイチゴを中心とした都市型近郊農業が盛んです。人口は15,000人あまりで、首都50km圏、東京まで1時間という地理的条件もあり、

住宅地としてゆるやかに都市化が進んできました。また、最近に加須・大利根工業団地、豊野台テクノタウンの開発により、先端産業の誘導など、新たな産業の展開による地域の活性化が図られています。

■日本を代表する音楽家下總皖一が感性を培った町「童謡のふる里おおとね」

本町は、「はなび」、「たなばたさま」、「かくれんぼ」など、たくさんの名曲をつかった音楽家下總皖一のふるさとです。この多くの人の心をとらえた下總皖一の叙情的なメロディは、大利根の風土が生んだものです。

そこで私は、平成8年4月に、町長に就任してすぐに、全国に誇れる「童謡のふる里おおとね」をまちづくりの基本コンセプトとした町の総合振興計画を策定いたしました。

童謡のふる里づくりは、童謡のもつ、人にやさしい、活気やにぎわいのある、希望や夢にあふれた、などのイメージを町全体に広げていくもので、主役である町民の皆さんと行政が手を携え、童謡を背景としながら、我が大利根町の持つ豊かな自然や文化、産業や新しい都市づくりなど、大利根らしい魅力の創出や活力の創造に努め、明日を担う子どもたちが夢を持てるようなまちづくりをめざすものです。

■人が変わる、町が変わる童謡のふる里おおとね農業創生センター

大利根町は、農業を基幹産業として発展し、活発な農業生産活動を多様な営みを通して、豊富な食糧を供給してきました。現在も残る美しい屋敷林や小川、そして豊かな田園は、まさに童謡のふる里の原風景と言えます。そこで、この美しい景観を、次世代へと受け継いでいくため「100年たっても美しい田園風景」をめざし、「人づくり」にも力を入れた新農業ビジョンを策定しました。

そして、平成10年5月に、新農業ビジョンの創意と工夫による農業の魅力づくりとして、「童謡のふる里おおとね農業創生センター」をオープンしました。

この施設は、地元農産物の販売や宣伝、魅力的な加工商品の開発・研究などによる、消費者と生産者の顔の見える農業を展開するとともに、女性や高齢者が活躍できる場の確保による農業の活性化をめざした拠点として、主要地方道加須・古河線沿いに「道の駅 童謡のふる里おおとね」といっしょに建設いたしました。

当センターの加工部会では、女性の方々が毎日いきいきと知恵を生かして活動をしてい



童謡のふる里アスタホール

ます。中でも、大利根町で生産されている古代米の一種である黒米を原料とし下總皖一の「野菊」にちなんだ「野菊まんじゅう」などの黒米加工品は、大変好評を得ています。

■2000年彩の国さいたま景観賞受賞童謡のふる里アスタホール

当施設は、下總皖一誕生100周年記念事業の一環として、平成11年3月にオープンし、地域コミュニティの育成や生涯学習の拠点と

して多くの人に利用されています。

名称も、町内外の皆様から広く公募しました。アスタとは、英語で野紺菊、野菊のことで、下総皖一の代表作の「野菊」と重ねました。また、スペイン語で「明日もまたここで会いましょう」を「アスタ・マニアーナ」ということから、「生涯学習活動などに、明日もまた、みんなこの施設に集まって励

みましょう」という意味を込め決定しました。

アスタホールは、田園風景の中に屋敷林が点在する周辺環境と調和するように、和風のデザインを基調としています。

伝統的な木造在来工法を採用し、建物の高さを低く抑さえ、緑の木々のなかに和瓦の大屋根がゆったりふきおろす落ち着いたのある景観構成となっています。

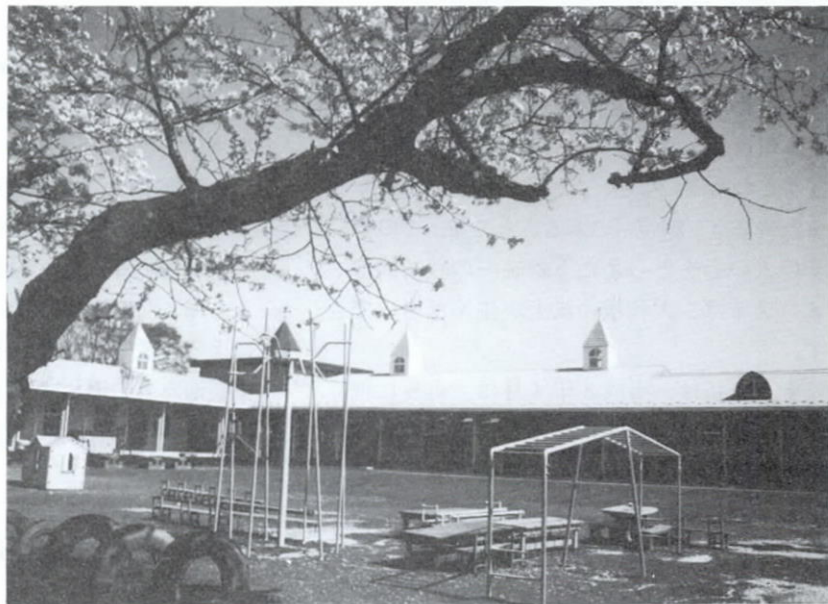
また、ステージの背面をガラス張りにし、童謡の原風景である田園景観を一幅の絵として取り込むようにしました。

また、地元のコミュニティ機能として集会所関係者を充実させ、和室、会議室、ギャラリー、ふるさと情報コーナーなどを設けました。

その屋敷林と民家をモチーフとした施設の、田園地帯との見事な調和が高く評価され、2000年彩の国さいたま景観賞にも輝きました。

■保育・子育て支援の多機能型 保育施設わらべ第一保育園

児童のかがやく夢と豊かな心を育む子育て支援のまちづくりをめざした「童謡のふる里



わらべ第一保育園

おおとねエンゼルプラン」に基づき、子育て支援センターを内部に備えるなどの多機能型保育施設「わらべ第一保育園」を平成12年4月にオープンしました。

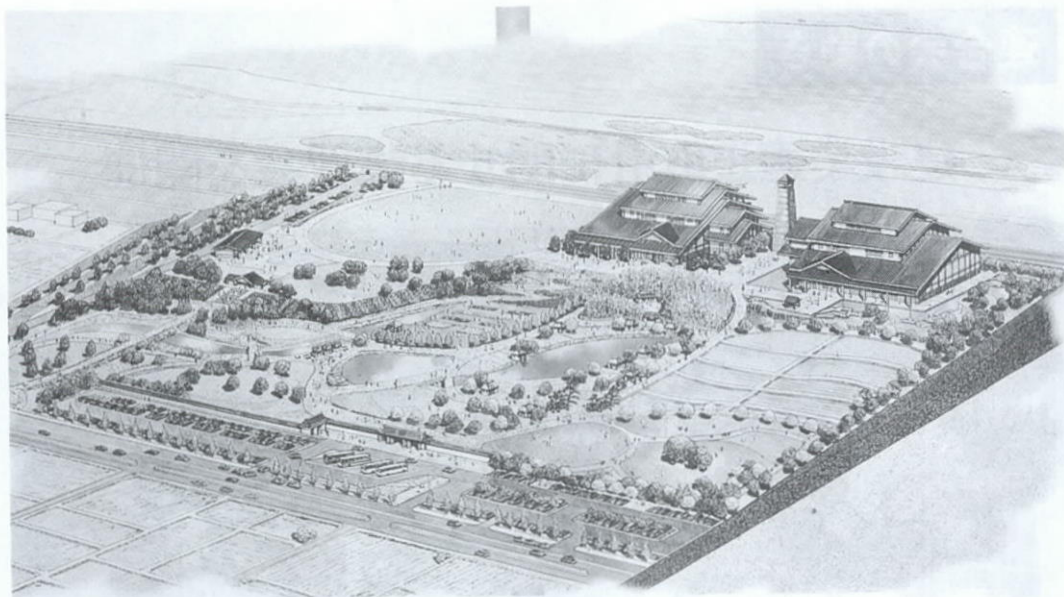
この施設は、仕事と育児の両立支援を図ると共に、育児不安等への対応が図れるよう育児相談の実施や育児情報の提供、子育て交流・育児サークル活動など、総合的な子育て支援の役割を担う新しいタイプの多機能型保育施設となっています。

また施設の外観は、童謡の世界をただよわせる「子どもの城」をイメージしました。

また、幼児期から豊かな四季に親しめるような環境に配慮しています。そして保育室についても、やすらぎを与える木質材料を基調にしています。

■「全国に誇れる童謡のふる里 おおとね」をめざして

悲願であった「童謡のふる里おおとね」の玄関口といえる栗橋駅西口が平成12年12月にオープンし、都心へのアクセスもさらによくなりました。



河川防災ステーション・「利根川資料館（仮称）」・
「童謡のふる里づくり拠点施設（仮称）」イメージ図

また、昭和22年のカスリーン台風による大水害の際、決壊口地点となったカスリーン公園周辺に、国の施設として河川防災ステーションや、人と川との関わりを展示する「利根川資料館（仮称）」が整備される予定です。またそれに隣接して、県による「童謡のふる里づくり拠点施設（仮称）」が整備されることも決定しました。

様々な夢が実現していく中、来たるべき超高齢社会に向けた体制づくりも重要だと感じています。町民がいきいきと毎日をすごし長寿を全うできる環境づくりとして、各種福祉施策の充実が大切だと考えています。

昨年度スタートした地域デイサービス活動支援事業は、地域の皆さん自らが展開する生きがい・健康づくりを目的とした高齢者対象の交流事業に町が援助を行うものです。また今年度は、町内の各地区及び主要施設を巡回する車椅子対応のふれあいバスを導入し、気軽に出かけやすい環境を整えます。また健康で長寿の町づくりをめざした温泉健康施設整備に向けた第1歩として、温泉湧出調査を実

施する予定です。

また、「全国に誇れる童謡のふる里おとね」を実現するため、将来を見通した長期的な町政の運営の基本方針となる第4次総合振興計画「童謡のふる里おとね夢かがやきプラン21」を策定しました。

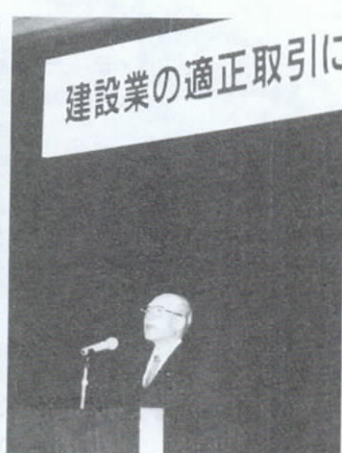
21世紀を迎え、本町は明日に向けて活力に満ちています。みんなでつくろう「童謡のふる里おとね」を合言葉に、町民の皆さんと共にますます魅力あふれるまちづくりに努めて行きたいと考えています。

連合会の動き

建設業適正取引に関する講習会を開催



多数の受講者



挨拶する島村会長

当建産連は、社団法人埼玉県建設業協会、財団法人建設業適正取引推進機構との共催により、2月13日午後1時30分から埼玉建産連会館3階大ホールで「建設業適正取引に関する講習会」を開催した。講師は、財団法人建設業適正取引推進機構相談指導部長矢野誠一氏と国土交通省総合政策局建設業課経営指導係長澤邊嘉信氏で、会員団体企業から200余名が受講した。

主催者を代表して、島村会長が挨拶し次のように述べた。

「建設産業界は、日夜厳しい競争を繰り返している中で、講習会等を通じて公正かつ自由な競争秩序の確立に努めているところであります。しかしながら、昨年は本県において談合疑惑が発生し、県におきましては「談合防止に係る建設工事入札及び契約事務検討委員会」を設置し、新たに様々な入札方式が試行されているところであります。このような状況の中で、一日も早い県民の信頼回復に向けて、すべての事業者が独占禁止法の遵守について一層の徹底を図り、公正かつ適正な事業活動の推進に努めてまいらねばならないと

思います。本日は法の理解を深められ、違反行為が絶滅することを心からお願いする次第であります。」

続いて講義に入り、まず、矢野相談指導部長が「独占禁止法の遵守について一建設業とその関連業を中心に」と題して講義した。

矢野氏は、本講習会3回目の登壇。最初に基本的な独占禁止法の目的と仕組みについて説明し、禁止の3本柱である①私的独占、②不当な取引制限（入札談合）、③不公正な取引方法（ダンピング）についての確な認識を求



矢野講師

めた。特に不当な取引制限（入札談合）の定義について、他の事業者と共同して対価を決定し、一定の取引分野一談合が可能な土俵で、競争を実質的に制限することであるとして、最近の独占禁止法違反事件の事例に当てはめて解説した。

次に、独占禁止法違反被疑事件についての

公正取引委員会の審査手続き、その端緒、予備審査、立ち入り調査、事情聴取、警告、勧告、排除命令、審決、課徴金等一連の審判の流れを解説、さらに、最近の入札談合事件の審決事例を示して説明を加えた。不当廉売（ダンピング）についても言及、モノやサービスを原価を著しく下回った安い価格で、継続して提供し、競争会社の事業活動を困難にさせる場合に独占禁止法上の問題になると注意を喚起した。また、国際的な市場の自由化、規制緩和の進展にともない、ますます独占禁止法の厳正な運用が求められていることを指摘するとともに、最近、多重的な訴訟対象とされる事例が頻繁に発生しているとして、課徴金納付命令、勧告、営業停止、指名停止、刑事罰、住民訴訟、株式代表訴訟等のリスクが発生した入札談合事件も紹介された。

最後に、入札談合という独占禁止法違反行為によって生じるリスクを回避するためには、企業の役員をはじめ全社員が一体となって違反を起こさないようにすることが肝心であり、そのためには、企業、団体が独占禁止法遵守マニュアルを作成することが必要であるとして、作成に当たっての留意点についてもアドバイスするとともに、水産庁の船の油の入札談合事件に関係した31社のうち2社が、再発防止のためマニュアルを作成して法の遵守を徹底していたこと、公正取引委員会が調査に入る前に、自ら違反と判断して談合グループから抜けたことを理由に排除命令を免れた例を挙げ、マニュアル作成の必要性を力説して講義を結んだ。

10分間休憩の後、澤邊氏が、「建設業をめぐる最近の話題について」と題して(1)省庁再編による国土交通省、地方整備局の発足による変化、(2)4月から施行の「公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律」、(3)建設産業再編促進についての3点を中心に講義した。(1)については、従来の建設省の事務が地方整備局に移行されたことにより、公共工事の発注と許可を同じセクションで扱うことに

なり、情報、連携の面でメリットが期待できる、また、現場に近くなり、立ち入り調査がしやすく、不良不適格業者の排除等今まで以上に前向きな業行政が期待されると述べた。

(2)の入札契約適正化法については、発注者をしばる法律であり、今まで無かった。透明性、情報公開がポイントで、発注者に公共工事の施工の適正を図れ、現場をしっかりチェックしなさいという法律。不良不適格業者の排除は積極的にやる方針であり、丸投げを見つければ、営業停止等をやるという強い姿勢であることを明らかにした。

(3)の建設産業再編促進については、平成11年の「建設産業再生プログラム」の策定後、見るべき合併もなく、その反省もあって、建設産業の衰退を防ぐ観点から出されたもので、



澤邊講師

過剰な業者をバタバタつぶそうというのではなく、長期、大規模な工事については特定建設許可業者の経営状況を重視し、自己資本比率の導入、Y評点の活用を検討し、数年の経過措置を設けて、2002年から導入しようというものだという。経営事項審査を大手の足切りに使おうというものだが、中小建設業者についてもこの方向へ進もうと述べた。

最後に、澤邊氏は、昨年7月から順次技術職員数、完成工事高のチェックを行っており、技術職員の増し等経営事項審査の虚偽記載について、見つかったら処分するのではなく、今後は、われわれが見つけて処分、告発、許可の取り消しを行う、不当な受注、丸投げ等一報いただければ動きますと、良い業者のために、明るい建設産業の未来のために不良業者を排除する厳しい姿勢を強調した。

以上で、約3時間にわたる講習会を終了した。

建設系廃棄物 マニフェスト講習会

社団法人埼玉県建設業協会と当建産連共催で、3月23日建産連会館3階大ホールで建設系廃棄物マニフェスト講習会が開催され、関係団体企業から約300人の大勢が受講した。



講師は、社団法人建築業協会環境委員会副産物部会委員平形威雄氏。法改正により、マニフェストに関する規定が大幅に改定され、4月1日から施行されることになったため、この講習会の開催となった。

平形氏によると、規定で変更になったのは①排出事業者は最終処分（再生を含む）の予定場所をマニフェストに記載しなければならない②処理業者は最終処分が終了した情報を委託者にマニフェストにより通知しなければならない③排出事業者はマニフェストにより最終処分終了を確認しなければならない④不適正な処理が行われたときは、マニフェストの虚偽記載、不交付、未記載があれば措置命令の対象になり罰則を受けることがあるなどの点。平形氏は、建設業者向けに作られた建設系マニフェストの見本により、マニフェストのしくみ、流れを説明するとともに、記載上の注意事項等を述べた。同氏は法の大幅改定により、排出事業者が廃棄物の終着点まで責任を負わされることになったことを強調し、排出事業者としては、信頼できる処理業者を選ぶこと、マニフェストのしくみを社内で徹底し、注意義務違反を起こさないようにしなければならないと結んだ。

理事会・委員会報告 広報委員会



1月23日正午から埼玉建産連会館1階特別会議室で広報委員会を開催した。議題は①建産連ニュース第87号の発行について②建産連ニュース第88号の編集案について③ポスター・絵画コンクール、平成13年カレンダーの処理経過等について④平成13年度広報・啓発事業について。

有山委員長を議長に順次議事を進め、①建産連ニュース第87号の発行について、記事の掲載順に要点の説明を受け、特に意見なく、続いて②建産連ニュース第88号の編集案について目次順に趣旨説明を受けた。「企画シリーズ・埼玉県の文化遺産めぐり」の終了に伴い、新たに「企画シリーズ・埼玉県の橋めぐり」の掲載が提案され、これを了承した。

次に、③ポスター・絵画コンクール、平成13年カレンダーの処理経過等について説明を受けこれを了承。④平成13年度広報・啓発事業について諮った結果、建産連ニュース、ポスター・絵画コンクール、カレンダーいずれも今まで通り実施すること了承した。最後に、次回開催日を4月26日（木）とすることを決めて散会した。

総務委員会

3月15日正午から埼玉建産連会館1階特別会議室で島村会長同席の下に本年度第2回の総務委員会を開催した。関根宏委員長の挨拶、

委員紹介の後関根委員長を議長に議事に入った。

議題(1)平成12年度収支決算見込み及び平成13年度予算(試案)については、事務局から詳細説明を受け、一般会計121,268千円の平成12年度収支決算見込み、及び120,183千円の平成13年度収支予算(試案)、特別会計29,273千円の平成12年度収支決算見込み、28,920千円の平成13年度収支予算(試案)を了承した。(2)平成13年賀詞交換会会計結果についてもその報告を了承した。(3)その他報告事項として、彩のくにづくり埼玉県建産連土屋義彦後援会の収支計算書が報告され、後援会の解散についても了承された。また、参議院議員選挙について建産連としての支援について提言があり、3月19日の理事会での協議へつなぐことになった。



以上議事を終了の後、関根委員長の提案で業界の当面する諸問題についてフリートークを行った。電子入札、企業合併、公共工事の労務費等について情報交換、意見交換が続き、これらの問題を宿題として検討することで委員会を閉じた。

理 事 会

3月19日正午から埼玉建産連会館センター2階第1会議室で平成12年度第3回理事会を開催した。

島村会長挨拶のあと、新役員として埼玉県建設業健康保険組合清水澄弘理事長が紹介された。島村会長を議長に議事に入り、まず議題(1)平成13年度通常総会の開催日程等につい



ては、開催日時6月12日(火)午後4時からとし、会場は埼玉建産連会館センター2階第1会議室、附議案は平成12年度事業報告及び収支決算、平成13年度事業計画及び収支予算案、役員の補欠選任、住居表示の変更に係る定款変更、その他とすること等の事務局案を異議なく承認。続いて(2)平成12年度事業の実績(見込み含む)及び平成13年度事業計画(案)(3)平成12年度収支決算見込み及び平成13年度収支予算(試案)の2議題を一括上程、事務局の説明を受け、これを一括承認した。(4)埼玉県建設大工工事組合が6階に移転することに伴う会館内空き事務室を会議室として利用する案についても承認した。

報告事項に移り、平成13年新年賀詞交換会会計報告、彩のくにづくり埼玉建産連土屋義彦後援会会計報告を了承、また、埼玉県土木部長から当建産連会長あてに、退職して建設関連企業へ就職する県職員の公共事業に関する営業活動の自粛について協力要請の通知があったことが報告された。

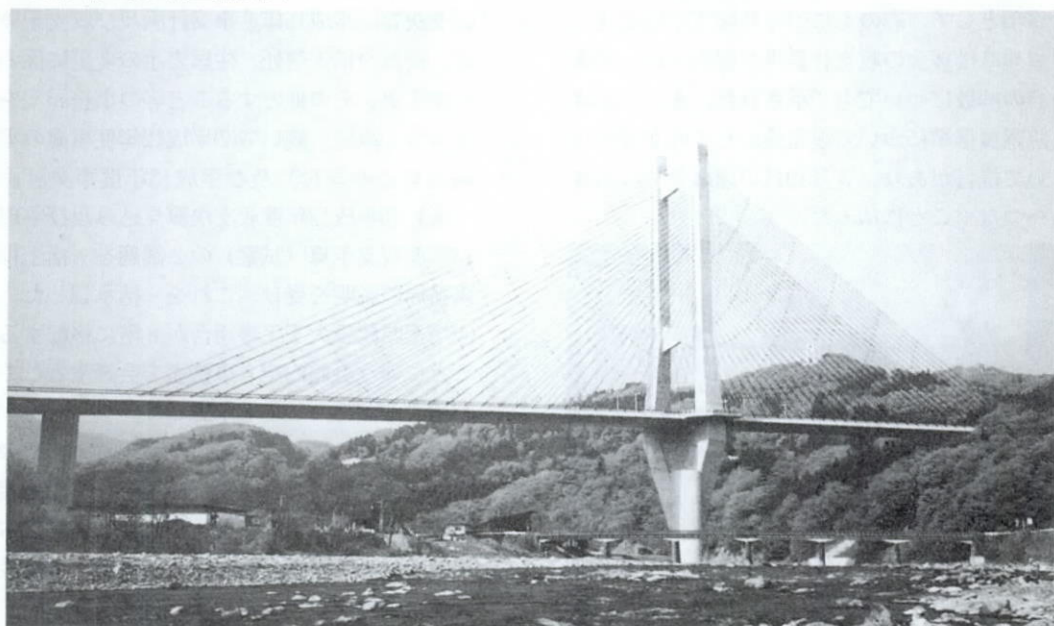
最後に事務局人事について 1. 常務理事兼事務局長退職者(3月31日)山村秀樹氏、後任者(4月1日)関 昭氏 2. 専務理事退職者(6月12日)持田勝美氏、後任者(6月12日)榎 崇男氏が報告された。

企画シリーズ・彩の国の橋めぐり (その1)

資料提供 埼玉県県土整備部道路街路課

埼玉県内には国県道、市町村道合わせて19,745橋もある。その中で桁橋が圧倒的に多いが、アーチやトラスト、斜張橋といった形式の橋もある。代表的な橋をシリーズで紹介することにする。

ちちぶ こうえんばし 【秩父公園橋】(秩父市)



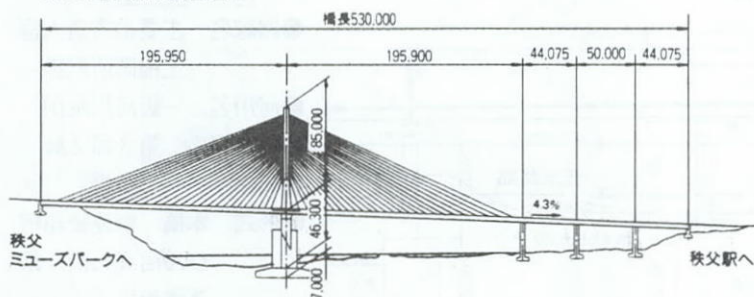
秩父地方は景色も変化に富んでいるが、そこに架かる橋もまた多彩で、まさに“橋の博物館”である。なかでも、秩父公園橋は平成5年度土木学会田中賞(作品部門)受賞の代表的な橋である。

秩父公園橋は、県道秩父停車場秩父公園線のうち一級河川荒川を渡る530mの大規模な橋梁。秩父の街からまっすぐ続くこの橋はまた、新リゾート「秩父ミュージズパーク」へのゲートでもある。

橋梁形式は、「2径間PC斜張橋」としてわが国最大級の支間長(195m)を有し、秩父の自然、歴史、伝統にふさわしい景観を実現した。橋面でも、日本ではじめて中央部に広く開放的な多目的イベント広場を設けるなど楽しく美しい橋である。愛称は「秩父ハープ橋」。



秩父公園橋側面図



秩父公園橋の概要

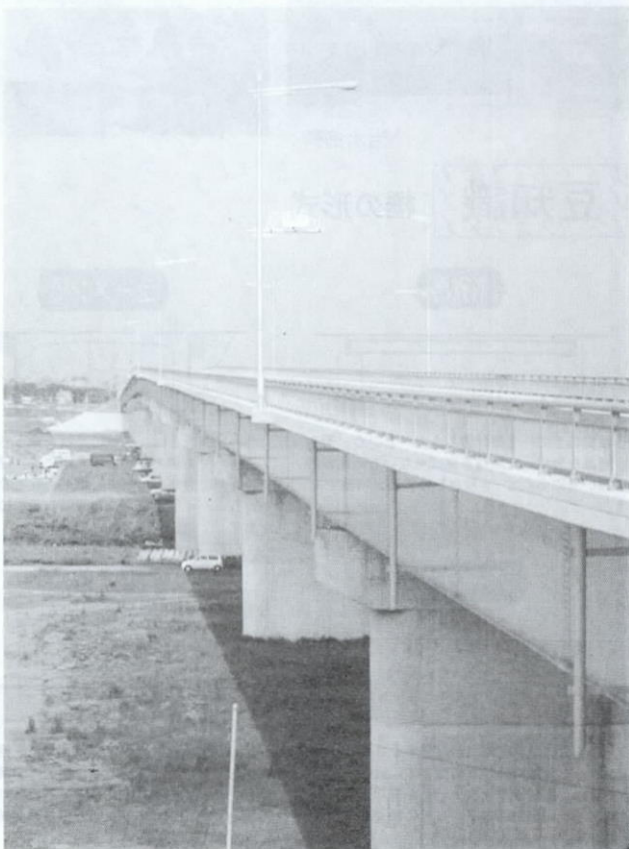
- 路線名 県道秩父停車場秩父公園線
- 河川名 一級河川荒川
- 道路規格 第3種3級
- 橋格 1等橋
- 形式 PC3径間
(138.150m)
連続ラーメン箱桁橋+
PC2径間連続斜張橋
(391.850m)

- 総幅員 19.0m ●有効幅員 4.5m (歩道)+7.0m (車道)+4.5m (歩道)
- 事業費 約75億円 ●供用開始 平成6年3月13日

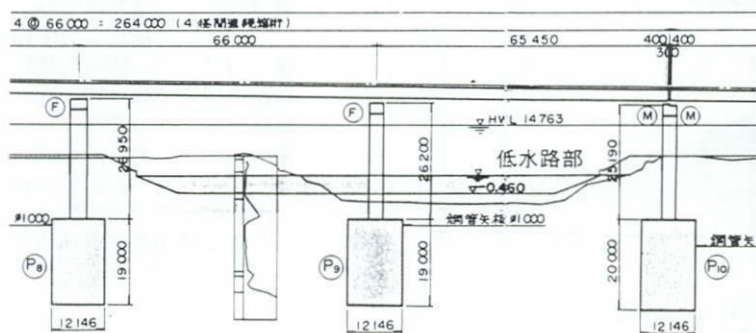
じすいばし 【治水橋】(大宮市)

荒川は、たびたび大洪水を起こし流域住民を苦しめた。足立郡飯田村新田(現大宮市)の外科医の次男に生まれた齊藤祐美は、医学を学んだが、政界に身を投じ、治水事業に生涯を捧げた。改修は明治44年に始まり、完成したのは大正15年。この改修に伴い、橋梁が設けられ昭和9年7月盛大な竣工式が行われた。齊藤治水翁の功績をたたえて治水橋と名づけられた。橋のたもとには齊藤治水翁彰功碑が建てられている。“いぶし銀のトラス”がトレードマークだったこの橋も老朽化が進み、昭和62年度から新しい橋の建設に着工、平成5年竣工した。

新しい治水橋は、本橋部(833.1m)とびん沼高架橋(377.45m)からなる県内有数の長大橋で、橋の上は、視界を遮るものなく360度のパノラマが開け、東にさいたま新都心の高層ビル、西に秩父連山と富士山、北に赤城・榛名の名峰、南に新宿、池袋の高層ビル群が望める。また、銀のトラス部も照明灯の上でちゃんと受け継がれている。



治水橋本橋部低水路部側面図



治水橋の概要

- 路線名 主要地方道大宮上福岡所沢線
- 河川名 一級河川荒川
- 道路規格 第3種2級
- 橋格 1等橋
- 形式 本橋 鋼連続箱桁
びん沼高架橋 鋼連続鉄桁
- 幅員 12.5m(車道7.5m
歩道2.5m×2)

●総事業費 7,375,000千円 ●供用開始 平成5年6月



治水翁碑



初代治水橋の全景

豆知識

橋の形式

桁橋



橋脚の上に桁を架け渡しただけという、最も簡単な形式。支間長が延ばせないため比較的短い橋に多く、すっきりとした容姿が特徴です。

ラーメン橋



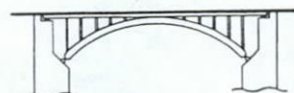
ラーメン橋とは、棒状の部材をがっちり組み合わせた橋をいいます。中には、部材の組み合わせ方がパイ(π)の形をしていることから、パイ型ラーメンと呼ばれるものもあります。

トラス橋



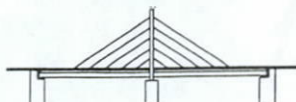
トラスとは主に鋼材による三角形を組み合わせた構造をいいます。その優れた安定性から、東京タワーや送電線の鉄塔にも使用されています。

アーチ橋



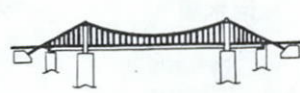
アーチの両端に圧縮力が作用するため、しっぺりした地盤に適した構造です。近代のアーチ橋は、鋼材かコンクリートが主ですが、石材アーチの歴史は古く、古代にまでさかのぼります。

斜張橋



塔から斜めに張ったケーブルで桁を吊る斜張橋は、第二次世界大戦後に急速に発展した形式です。塔の数や形、ケーブルの張り方が多様なため、デザインに幅がでるのが特徴。

吊橋



吊橋は、塔を両側に立てて主ケーブルを架け渡し、全体を吊りケーブルでぶらさげています。長い距離でもひとまとまりで架けることができるため、長大橋にむいています。

告知板

4月1日付 県の組織改正

県は4月1日付けで、組織等の徹底の見直しにより、土木部と住宅都市部を統合して県土整備部を新設する等の組織改正を行った。

12年度

13年度

【① 部】

土木部 → 県土整備部
住宅都市部 → 県土整備部

【②課 所】 *印は名称変更等

女性政策課 → 男女共同参画課*

大気水質課 → 青空再生課
→ 水環境課

自然保護課 → みどり自然課
緑政課 → みどり自然課

寄居こども病院 (廃止)

企業経営課 → 企業支援課*

熊谷農林事務所 → 大里農林振興センター
(熊谷農業改良普及センター)
熊谷農業改良普及センター
深谷土地改良事務所

杉戸家畜保健衛生所 (廃止)

県土づくり企画課 (新設)

土木総務課 → 県土整備総務課
住宅総務課 → 県土整備総務課

道路整備課 → 道路街路課*

河川課 → 河川砂防課
ダム砂防課 → 河川砂防課

建設管理課 → 建設業課*

(技術管理室長) → 技術管理課

大野ダム建設事務所 (廃止)

都市整備課 → 都市整備公園課
公園課 → 都市整備公園課

住宅管理課 → 住宅課
住宅建設課 → 住宅課

12年度

13年度

新都心総務課 → 新都心管理課
新都心企画課 → 新都心管理課

鉄道高架建設事務所 (廃止)

【③職 制】

<監>

統括技術監 (廃止)

<局 長>

建設管理局長 (廃止)

IT推進局長 (新設)

県土づくり局長

(新設)

<室 長>

彩の国21世紀記念

事業室長 (廃止)

IT企画室長 (新設)

障害者スポーツ大会

準備室長 (新設)

新産業拠点整備室長 → 産業拠点整備室長
産業文化施設整備室長 → 産業拠点整備室長

技術五輪室長 (廃止)

技術管理室長 → (技術管理課)

都市づくり政策室長 → 地域整備推進室長

(新都心企画課) → 新都心調整室長

新都心施設調整室長 (廃止)

【組織の簡素化】

	現行	改正案 (新設・廃止)	差引増減
部	8	7 (+1・△2)	△1
課	本庁 90	87 (+10・△13)	△3
所	出先機関 176	171 (+1・△6)	△5

2000年彩の国さいたま 景観賞受賞作品の紹介

彩の国さいたま景観賞実行委員会（会長 土屋知事、県と(株)埼玉建築士会、(株)埼玉県建築士事務所協会、(株)埼玉県建設業協会の4者で構成）は、2000年（第14回）彩の国さいたま景観賞受賞作品として6作品、奨励賞受賞作品として6作品を選定、2月13日埼玉県県民健康センターで表彰式を行った。受賞作品を紹介する。

【景観賞受賞作品】

〈民間の作品〉

① さいたま新都心駅

（大宮市吉敷町4-57）

主要用途 駅舎
 建築主 東日本旅客鉄道(株)
 設計者 東日本旅客鉄道(株)東京工事事務所、(株)ジェイアール東日本建築設計事務所、鈴木エドワード建築設計事務所
 施工者 大成・鉄建・戸田建設共同企業体



② サンクス川越時の鐘店

（川越市幸町8-5）

主要用途 物販店
 建築主 関晟一郎、サンクス西埼玉(株)
 設計者 大和ハウス工業(株)川越支店
 施工者 大和ハウス工業(株)川越支店



③ コモンシティ伊奈学園都市

（伊奈特定区画整理事業地区）

主要用途 住宅団地
 建築主 積水ハウス(株)
 設計者 積水ハウス(株)埼玉支店
 施工者 積水ハウス(株)埼玉支店



【景観賞受賞作品】

〈公共の作品〉

① 桶川市べに花ふるさと館

(桶川市加納419-1)

主要用途 コミュニケーションセンター

事業主体 桶川市

設計者 (株)池下設計

(株)降幡建築設計事務所

施工者 住吉建設(株)

田島建設(株)



② 童謡のふる里「アスタホール」

(大利根町旗井1461-1)

主要用途 コミュニケーションセンター

事業主体 大利根町

設計者 (株)和設計事務所

施工者 秋山建設(株)



③ リリアパーク駐輪場

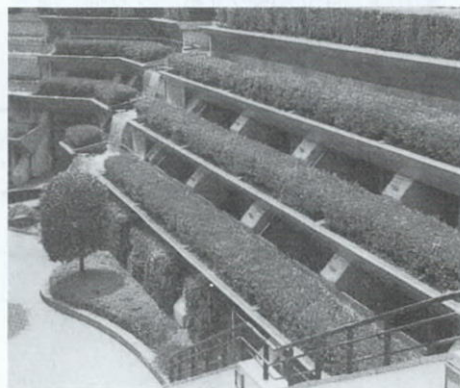
(伊奈特定区画整理事業地内)

主要用途 公園内駐輪場

事業主体 川口市

設計者 (株)斉藤邦彦アンドアソシエイツ

施工者 埼玉建興(株)



【激励賞受賞作品】

① 市宿通りまちづくり規範 (岩槻市1, 2丁目地内)

② 松本教室 (秩父市上町1-2-16)

③ 狭山ニュータウン柏原住宅地 (狭山市柏原地内)

④ 一番街創作門松 (川越市1番街沿線)

⑤ 郷路館 (大滝村大滝4277-8)

⑥ 浦和伝統文化館「恭慶館」 (浦和市常盤9-30-5)

県内初の地下鉄 埼玉高速鉄道線が開業

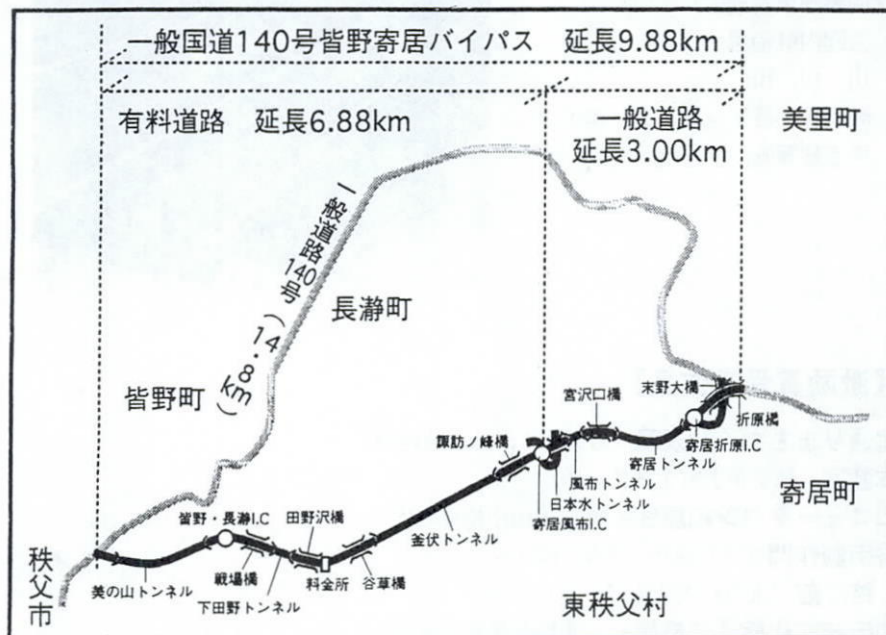


地下鉄浦和美園駅のホーム

埼玉県に初の地下鉄「埼玉高速鉄道線」が3月28日（水）開業した。東京北区赤羽から浦和市大門間14.6kmで、営団地下鉄南北線の埼玉県内への延伸区間。駅は、赤羽岩淵、川口元郷、南鳩ヶ谷、鳩ヶ谷、新井宿、戸塚安行、東川口、浦和美園の8駅。うち唯一地上駅の浦和美園駅は埼玉スタジアム2002への最寄駅となる。

皆野寄居バイパス供用開始 国道140号渋滞を緩和

県が整備を進めてきた一般国道140号皆野寄居バイパス約10kmがほぼ完成し、3月28日供用が開始された。休日には、秩父観光道路として渋滞が慢性化していた国道140号の渋滞緩和が期待される。皆野寄居バイパスは寄居町末野から皆野町皆野までの9.88kmで、そのうち皆野側の6.88kmは有料道路。このバイパスを利用した場合、休日では、熊谷の国道17号交差点から秩父までの所要時間は1時間5分で、国道140号現道の場合の1時間35分に比べ30分短縮されるとしている。



このバイパスは県がはじめて本格的にエコロードとして整備した点でも画期的なもので、地域の生態系に配慮し、トンボ等の生息域の確保やけもの道の確保など自然との共生が図られている。

埼玉が生んだ著名な人物伝 その16

飯 野 喜四郎

－ 埼玉の原敬 －

間仁田 勝

県議27年、県下政界の最高実力者として、旧制浦和高等学校の招致等県下の中高等学校教育の拡充に努めるとともに、埼玉県中央銀行として武州銀行の創立を主唱するなど、その献身的な人柄から「埼玉の原敬」と呼ばれ親しまれた蓮田市出身の飯野喜四郎について記す。

1. 出 生

飯野喜四郎は、明治元年（1868）6月28日、南埼玉郡綾瀬村（今の蓮田市）の素封家である飯野吉之丞きちのじょうの長男として生まれた。

飯野家は、もと里正（今の村長）の職にあり、父の吉之丞は地域開発に献身的努力を捧げた人で、信望厚く明治維新後においても、引き続き、村の先覚者として村を指導していた。

特に東北本線の誘致への貢献は素晴らしいものがある。明治17年に、当時の日本鉄道株式会社（今のJR）が東北本線の敷設に当たり、①第一案：浦和より岩槻・幸手を経て栗橋に至る、②第二案：大宮より久喜を経て栗橋に至る、の2案が出されたおり、吉之丞は今後の地方の繁栄は運輸交通の至便によることを悟り、第二案が綾瀬村を経由していることから、近接の久喜町の同志とともに、鉄道会社に奔走、丁度第一案の経由地である岩槻町の強い反対が追い風となり、第二案が決定された。



飯 野 喜四郎

勿論、蓮田周辺においても反対はあったが、これを押して実現に至らせたのであるからその苦労ははかり知れないものがあった。

その上、自己所有の土地6百坪を無償提供したことにより、明治18年7月16日には、念願の蓮田駅が開設されたのであった。

2. 政治に志す

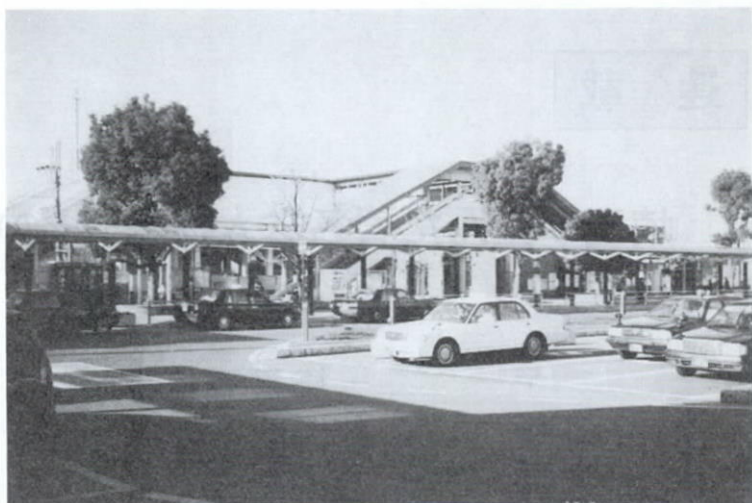
喜四郎は、この厳格な父のもとで生長し、北葛飾・中葛飾・南埼玉の三郡立粕壁中学校、そして神田淡路町の共立学校へと進んだが、明治18年8月1日、父の吉之丞が急逝、喜四郎は家督を継ぐことになり、やむなく学業半ばにして郷里に帰ることとなった。しかしながら、学を究めたい心は変わらず、明治19年再び上京、東京法学院（今の中央大学）の校外生となり、法律・政治を学ぶこととなった。

その年の4月19日には、南埼玉郡三箇村（今の菖蒲町）の武淵七郎兵衛の二女ヨメと結婚し、家庭も落ち着いたことから、勢い政治に興味を持つようになっていった。

明治22年1月21日、東京江東の中村楼で開催された板垣退助の立憲自由党結成大会に県内の同志とともに参加、そして26年の県支部が結成された頃には評議員になるまでになっていた。さらに、27年2月10日には、27歳の若さで初めて県議会議員に当選を果たしたのであった。喜四郎は、昭和15年1月24日まで当選11回、26年6ヶ月間にわたり県議会議員を勤めることとなった。この間、参事会員補充員2回、参事会員5回、県議会議長2回（23、26代）を務め、明治42年政友会幹事、大正2年常任幹事、13年県支部幹事長となり、埼玉県政友会の重鎮をいわれ、県下政界の最高実力者となっていった。

3. 水害対策に貢献

喜四郎がこのように長きに渡り政治生命を保てたのは、明治23年夏の大水害に対しての



喜四郎の基盤となった蓮田駅

身をていしての大奉仕により成しえた信望であった。

この年の7月稀有の早魃^{けう かんぱつ}の後、8月初旬から降り続いた雨は23日には大洪水となった。その出水が引かないうちに、30日には再び暴風雨となり、多くの河川が氾濫、田畑を浸水し被害を大きくした。

利根川筋の北埼玉郡須加村（行田市）で、さらに荒川筋の横見郡東吉見村（吉見町）で、それぞれ堤防が決壊するなどにより浸水家屋約7万戸弱、浸水面積約5万4千町歩とその被害は横見郡、幡羅郡、北埼玉郡、南埼玉郡、北葛飾郡、北足立郡と6郡326町村に及んだ。

その中でも特に元荒川、綾瀬川の氾濫は利根川の須加村の中条堤での59間にわたる崩壊の影響を受け、南埼玉郡、北埼玉郡、北葛飾郡の3郡の大半を泥海と化し、多くの人命を濁流に奪うなど悲惨の限りを極めた。

喜四郎はこれを見るに忍びず、まず自己所有の糧米を出して救済に努め、隣村の有志・新井啓一郎とともに関係地区13町村長を招致して救護の具体を協議、全員連署の陳情書を県に提出、当面の救済処置として1週間分の施米の配給を獲得した。

さらに、①田畑に対しての種穀料の給付、②百円以下の地租に対しての附加税の免除と

十円以下の地租の免除、③罹災町村の道路・橋梁の復旧、④罹災民への1人30日間の救助料の給付、を要請した。

県は、明治23年10月、臨時県議会を招集、約1週間という長い審議を経て追加予算61万3,936円を可決した。その年の当初予算が43万円余りであることからみて、その被害がいかに甚大であったかがわかる。

ところが、この補助金は水害の中心地帯であった南埼玉郡の北部地域への補助額が他の町村に比べ低額であったことから、喜四郎は、たとえいかなる自己の犠牲を払っても罹災地の救済をしなければと決意を固め、再び、単独、県を訪ね懇願を重ねるとともに、一村全員を率いて県に陳情するなど、その行動は並のものではなかったという。

その結果、地租の免除のほか、利根川、荒川、入間川、大落古利根川等県内24河川の改修工事が着手されることとなった。

喜四郎自らも、綾瀬川の治水のため、綾瀬川・荒川・庄内古川・見沼中悪水連合治水会を開き、4川の治水改修に努めるとともに、多くの治水対策、耕作整理等にも率先して力を注いだ。

4. 浦和高等学校を誘致

また、県下の中高等教育機関の拡充にも努めた。

明治30年11月の通常県会に際し、県は第三尋常中学校（今の川越高校）及び第四尋常中学校（今の春日部高校）の建築費を提案した。第三中学については異論は無かったが、第四中学に対しては利用予定者が第三中学の半分ぐらいであり、県費多端の折からその設立を延期してはとの意見が出され、建築費は否決されてしまった。ところが南埼玉郡、北葛飾郡選出の議員はこれを不当とし、その3日後の12月20日に「第四尋常中学校設立建議」を県会に提案した。他の地域の議員からは、数日前の議決をくつがえすような建議は、議会の議権を自ら放棄するようなものであるとし

て強固に反対された。この問題をめぐり県会では紛争。賛成反対の立場から種々意見が交換されたが、他の一部地域の議員の賛同を得て、賛成多数で可決された。これと同時に、私立不動岡尋常中学校（今の不動岡高校）の県立移管、及び第五尋常中学校（今の本庄高校）の設立の両建議が可決されている。

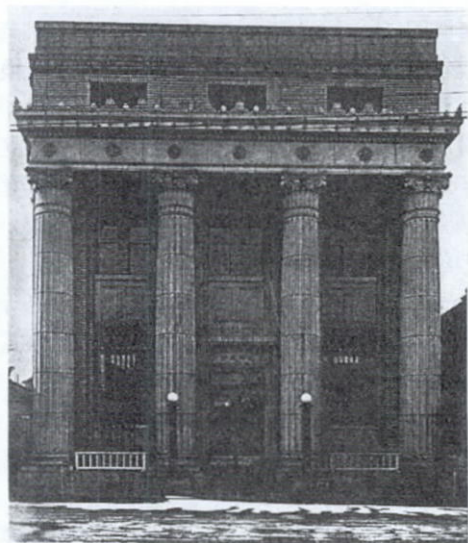
そして大正7年になり、政府から官立高等学校の増設計画が発表されると、県議会議長であった喜四郎は、早速知事に要請、そして誘致運動を開始、最終的には喜四郎らが中心となり中橋文部大臣との膝詰め談判の末、誘致に成功した。

候補地決定に当たっては県内各地で誘致運動が起こったが、浦和町に決定、明治11年11月官立浦和高等学校（今の埼玉大学）が開校されたのである。その折、学校敷地2万余坪は浦和町が提供している。

当時、官立高等学校はナンバースクールとして第一高等学校から第八高等学校までの8校であったが、大正7年新しい高等学校令が公布されこれらのナンバー校に加え、新たに地名校と呼ばれる高等学校の増設が定められることとなり、新潟、松本、山口、松山、水戸、山形、佐賀、弘前、松江、東京、大阪、浦和、福岡、静岡、高知、姫路、広島は17校が新設された。これにより官立高等学校は25校となったのである。

5. 武州銀行創設を主唱

県内の銀行は日清・日露戦争後、産業の発展に伴って急増し、大正7年頃には57行が各地に散在し、その地域に密着した経営を行っていた。これらの銀行は脆弱で信用が薄く、急激な景気変動に対する抵抗力に乏しかった。しかも各行はそれぞれ孤立して相互の連絡もなく運営されていたので、県内の金融調節はほとんど行われていなかった。そのため、資金のあり余る地区がある一方、逼迫した地区もあるといったように、県下の商工業者は不便を感じていた。



武州銀行本店

そんな状況を憂いた喜四郎は、県内銀行の特色を研究し、当時の岡田知事に「本県の銀行は、それぞれの所在地で特殊の因果関係によって成立したもので、名は普通銀行、商業銀行であっても、その実は不動産担保貸付を主とする特殊銀行とかわらない。その経営者は勿論、これと取引する地方の人々は、決して合併を好まない。新たに大資本の銀行を創設し、そして適当な機会をとらえて小銀行を漸次、合併させて、金融機関の統一を図るようにするのが、最も適当である」と献策した。

岡田知事はこれに賛成し、大正7年(1918)3月、県下、名望家ならびに全郡長を県議会議事堂に招集し、趣旨を説明、賛同を得、直ちに設立協議会を結成した。そして8月6日の発起人会を経て、11月6日に初の県下中央銀行としての武州銀行が誕生したのであった。

その後、武州銀行は、各地に支店の開設と弱小銀行の合併を行い、堅実なる発展を遂げていった。

昭和に入り、県内の銀行は武州銀行、第八十五銀行、忍商業銀行、飯能銀行の4行に統合されていったが、昭和18年7月1日、大蔵省の1県1行政策により、武州銀行は他の3行と統合し、埼玉銀行として再スタートをし

たのであった。

6. 武州鉄道を蓮田に誘致

喜四郎の信条は「地方産業の発展は運輸交通の利便とこれに伴う物資運送機関の整備が根本をなす」であり、その半生を心血注いだものが運送業であった。

父の吉之丞の寄進により設置された日本鉄道東北本線蓮田駅、喜四郎は、これを利用してこの地方の産業振興を図るべきと考え、明治20年、請願して貨物輸送取扱の許可を得、蓮田駅前に飯野運送店を設立した。

そして明治31年には、運送は1社のみで行うものではなく相互の協力が必要との考えから、沿線の運送会社に働きかけ、東北運送業組合を組織、その理事長に就任した。

この当時の日本の運送界は、明治初年頃設立された内国通運会社が事業を独占しており、鉄道路線の拡張により運輸が幅轉してきているにもかかわらず保守的でその時代の推移に順応するところがなかった。

喜四郎は、積極的に業界の刷新を断行すべく、内国通運会社に対立し得る会社の組織を計画、当時、設立されたばかりの日本通業会社や明治運送会社を滋賀県大津市の藤沢某とともに支援し、隆盛に努めた。

両者は順調に延び、大正15年6月には合併、国際通運会社として再発足することとなった。「東の飯野、西の藤沢」と呼ばれた両巨頭の活躍のお蔭であり、生みの親といっても過言ではない。

喜四郎は、他にも大宮合同運送会社、浦和運送会社、岩槻合同運送会社、運送相互保証会社、武州鉄道会社、日本鉄道線運送業同盟会、東京鉄道局管内公認運送取扱人組合連合会、関東運送同盟会等の運送関係の設立に関与するとともにそれらの社長、会長等にも就任している。

特に武州鉄道を蓮田まで引き入れた功績は大きい。

武州鉄道は、明治43年に免許を受け、大正

13年に開通、昭和13年に経営不振などの理由として廃業した鉄道で、大宮を始め浦和、春日部が鉄道で発展しているのに「岩槻がばっとならないのは鉄道がないからだ」という岩槻商人のあせりから計画されたもので、かつての日本鉄道東北本線を拒否した反省からであった。

幕末まで岩槻藩の城下町として栄えた岩槻も、明治に至って将来への発展に立ち遅れていた。武州鉄道はこうした状況の中で計画され、鉄道を発展の手がかりにしようという人々から多大の期待が寄せられていた。

当初は、日本鉄道の赤羽駅を起点として鳩ヶ谷、安行、大門を経て岩槻に至る計画であったが、喜四郎は、これを岩槻より蓮田を経て行田に達する路線に延長することを役員会で強行に主張、その功にあって、まず大正13年に蓮田・岩槻間が開通した。

その後、昭和3年に岩槻から武州大門（浦和）まで、さらに11年に神根（川口市）まで南伸したが、総武鉄道（現東武野田線）の開業による乗車人数の減少により、昭和13年には廃業となってしまった。

川口の神根から蓮田に至る14.2kmの短い区間であったが、車両2両を引き田園の中を走る蒸気機関車の姿は沿線住民にしばしの喜びを与えたのであった。

それから63年後の平成13年3月28日、かつて武州鉄道がなしえなかった浦和美園駅・赤羽岩淵駅間が開通となった。埼玉高速鉄道線、いわゆる地下鉄7号線である。

7. 晩年

喜四郎は、しばしば参議院議員に立候補を勧められたが、その意思を持たず、地方政党



飯野喜四郎生家跡（堂山公園）

政治家を以て終始した。政治好き世話好き、まとめ役として高度に事務的な才能を備えた地方政治家として、大正時代、平民宰相として親しまれた原敬にたとえられ、「埼玉の原敬」と呼ばれ慕われていた。

美しい白髪の新四郎は、その誠実な人柄とともに、人々の親しみと尊敬を集め、現存中の昭和13年6月12日には銅像が建てられた。

喜四郎も、その年の12月31日に最愛の妻ヨメに先だたれてからは、家にとじこもるようになり、1年後の昭和15年3月21日、敗血病で蓮田の自宅でその73歳の生涯を閉じた。戒名は大真院殿穆翁積徳居士で、生家近くの個人墓地に葬られた。

喜四郎の生家跡は、現在、堂山公園として整備され、そこに建つ喜四郎の銅像とともに、市民の憩いの場所となっている。

〔参考文献〕

『埼玉人物事典』（埼玉県）

『旧制高等学校全書』

（旧制高等学校資料保存会）

『埼玉県議会百年史』（埼玉県議会）

「埼玉銀行史」（埼玉銀行）

建産連だより

— 会員団体の動静 —

IT化を見据え、 パソコン研修室を設置

埼玉県電気工事工業組合

埼玉県電気工事工業組合は会議室をパソコン研修室に改修した。受講生用パソコンが20台、プリンタは10台、空調設備工事、LAN工事も終え、県下でも有数の設備を備えている。

先ほど終了したパソコン講習は、埼玉県の助成金を受け行ったもので、2月3月中に1日2時間、全15日間(受講料 3,000円)実施。欠席者がほとんどいなかったことから人気のほどがうかがえる。

そして本年度4月から来年2月の間には数多くの講習を開催する。国からの助成金を受け1カリキュラム18時間のものを30回程度行うので専門的教育機関と言えるものである。また個人のスキルに合ったカリキュラムを選択出来るきめ細やかさにも特徴がある。

政府はIT関係施策に力を入れており、当分の間、安価で講習開催が可能だ。埼玉県電気工事工業組合は組合員にその恩恵を享受させるため、昼間のみならず、夜間コースも設置する。講習会で得た技能をもとに社内事務や得意先への提案営業に活用できるよう積極的に支援していく考えだ。

「ISO導入診断(無料) のご案内」

東日本建設業保証(株)埼玉支店

平素は、当社の前払金及び契約保証をご利用いただき誠にありがとうございます。

当社では、建設業界へのサービス事業の一環として、「経営相談サービスコーナー」を開設して、各種ご相談を無料でお受けしてお

ります。

今回は、そのサービス事業の中で、当社のインターネットのホームページで行っている「建設業のためのISO導入診断」についてご案内させていただきます。

この診断、ISOの導入を検討している企業に、現在の組織体制、経営資源で導入に踏み切ってよいか。また、効果的、効率的かつ経済的に導入するにはどうしたらよいかといった情報提供を目的としておりますので、何を準備して、どのように活動を進めていくか、及びどのような仕組みを作っていけばよいかをわかりやすく解説いたしております。

ご利用方法は、当社のホームページへアクセスしていただき、「お客様サービス」のメニューの中から、「ISO導入診断」を選択し、20項目の設問にYES・NOでお答えいただくと、診断結果をご提供いたします。

また、20項目すべての設問にお答えいただけない場合でも、お答えいただいた設問別にアドバイスとしてご提供いたします。

なお、当社のホームページアドレスは、<http://www.ejsc.co.jp/>となっております。

現在ISOの導入を検討している企業の方には、お役に立てる内容ですので、お気軽にご利用ください。(秘密厳守)。

<お問い合わせ>

埼玉県浦和市高砂4-3-15

東日本建設業保証(株) 埼玉支店

<お客様サービス担当> 吉田

電話 048-861-8885

FAX 0120-027-336

専門工事イノベーション 戦略の実施

(社)日本塗装工業会埼玉県支部

支部長 鈴木 眞

新世紀を迎え、長く続いている政治、経済の安定を望んでおりましたが、相変わらずの状況で、今年も又、大変厳しい経済状況を覚

悟しなくてはならないと考えております。

さて、昨年、当時の建設省が「専門工事業イノベーション戦略」を発表いたしました。その意義は、専門工事業者の経営革新や将来への経営方針の道しるべとして各専門業者の生き残るための戦略であります。その主な内容として、エンドユーザーである国民のニーズに応えられる活力と創造力を有する専門工事業者への転換を計る為に、多様な建設生産、管理システムの形成や経営力、施工力の強化、そして人材の確保・育成といった方向へ積極的に目を向けていかなければならないと示唆しております。今年度はこの戦略を会員の皆様に講習会を開催して、広く理解をして頂き、この益々厳しさを増している中で生き残りを計って頂きたいと思っております。

又、ここ数年末、会員の数も減少しております。その主な理由は、不景気による企業の閉鎖、後継者の不在等によりますが、平成15年にはこの埼玉県において、全国大会が開催されます。そのためにも会員の増強に努め、会員の団結を計り盛大に開催すると共に、この不景気を吹き飛ばす様、元気を出して頑張っていきたいと思います。

第2回技術講演会盛大に 開催される！

(社)埼玉県建設コンサルタント技術研修協会

当協会の事業活動の特色のひとつとして「技術分科会」の設置が挙げられます。法人認可の初年度事業の集大成として「技術分科会」の検討結果の報告を兼ねた第2回技術講演会は、去る平成13年2月15日(木)埼玉県産連会館大ホールにおいて、県及び市町村の職員を始めとして会員外企業の職員、会員の総勢105名(58機関)が参加して盛大に開催されました。

まず、小山会長の挨拶に始まり、来賓として吉田正保埼玉県建設管理局長が「限られた予算内で事業を執行するなかで、調査、企画、立案など計画の上流を担う建設コンサルタン

トは、パートナーであり、アドバイザーでもあり、輝く彩の国の実現のためには、県内コンサルタント業者の発展は重要な役割をしている。」と佐藤直樹埼玉県土木部長の祝辞を代読された。

続いて講演に入り、国土交通省関東地方整備局地方事業評価管理官の寺本邦一氏による「関東地方整備局のスタートと今後の業務展望」と題して、逐次電子入札の今後の動向、ISO9000シリーズを参加要件とする入札方式の導入、総合評価型プロポーザル方式、技術者評価型プロポーザル方式の試行や競争入札方式での公募型の拡大など1時間の間に手際よく熟弁された。

引き続いて、「新たな入札方法」について、平成12年10月に新たに親切された組織の直接の長であられる埼玉県総務部参事兼入札企画室長の小沢隆氏により埼玉方式として工区分け抽選型指名競争入札、セレクトテンダー方式、JV抽選型などの入札方式を説明し、設計業務についても試行要領を定めて実施していく方針であることを強調された。

技術分科会報告は、テーマ1の「土木施設の安全点検及び今後の合理的維持管理の有り方」について道路・河川専門部会の班長である福田守男氏(株)日本水工コンサルタント)及び下水道専門部会の班長である平賀康則氏(トーカイテック(株))がそれぞれOHPを使用して報告した。テーマ2の「県内における景観に配慮した歴史的土木構造物事例調査とその評価」については、景観・環境専門部会の班長である大瀧実氏(株)日本水工コンサルタント)が、まず最初に景観とは何かの定義から入り、調査の趣旨及び寸評などを報告した。テーマ1「土木施設の安全点検」報告については行政側から経済的効率性の質問もありました。

また、テーマ2「歴史的構造物等」報告については調査にご協力いただいた各市町村教育委員会及び建設関係の担当の方々にお礼申し上げるとともに、貴重な課題をいただいた「技術講演会」として受けとめ、今後の当協会事業の開催の参考とさせていただきます。

連合会日誌

- 1月22日 (社)全国建設産業団体連合会理事会及び評議員会(東海大学校友会館)に正副会長等出席
- 1月23日 広報委員会
建産連ニュース第87号の発行、第88号の編纂、平成13年カレンダーの処理経過等について協議
- 1月25日 第12回暴力追放・薬物乱用防止埼玉県民大会(埼玉会館)に島村会長出席
- 1月29日 金子ぜんじろう君を囲む新春の集い(清水園)に持田専務理事出席
- 2月2日 公明党埼玉県本部新春賀詞交歓会(東武ホテル)に島村会長出席
- 2月5日 平成12年度勤労者福祉施設担当者会議(熊谷福祉センター)に飯沼主任出席
- 2月8日 正副会長会議
当面の課題について協議
- 2月13日 講習会
建設業の適正取引に関する講習会
「独占禁止法の遵守について」
—建設業とその関連業を中心に—
講師:矢野 誠 氏
「建設業をめぐる最近の話題について」
講師:澤 邊 嘉 信 氏
於:埼玉建産連会館センター3階大ホール
(社)埼玉県建設業協会との共催 受講者総数 218名
- 2月14日 彩の国建設ステーション優秀技能者顕彰表彰式(ロイヤルパインズホテル)に島村会長出席
- 2月22日 富士教育訓練センター三輪専務理事が来館し訓練内容等の説明会を開催 会員企業参加
於:埼玉建産連会館センター2階第5会議室
- 2月26日 (株)積田電業社創業60周年(コルソ)に島村会長出席
- 3月5日 総務委員会
平成12年度収支決算見込み及び平成13年度予算(試案)等について協議
- 3月7日 小島敏男政経セミナー(赤坂プリンス)に島村会長出席
- 3月15日 (社)全国建設産業団体連合会総務・広報・構造改善対策委員会合同会議((財)建設業振興基金会議室)に島村会長出席
- 3月19日 正副会長会議
理事会付議議案について事前協議
- 理 事 会
平成13年度通常総会の開催日程、平成12年度事業計画の実績(見込み含む)及び平成13年度事業計画(案)、平成12年度収支決算見込み及び平成13年度収支予算(試案)等について協議
- 座談会
「月刊建産連」4月号埼玉県特集に掲載のため正副会長による座談会を開催

3月21日 埼玉県希少野生動植物種検討委員会（共済会館）に島村会長出席

3月23日 講習会

建設系廃棄物マニフェスト講習会

講師：平 形 威 雄 氏

於：埼玉建産連会館センター3階大ホール

（株）埼玉県建設業協会との共催

3月26日 平成12年度建設生産システム合理化推進協議会連絡会議

（（財）建設業振興基金会議室）に島村会長出席

3月29日 浦和市立武蔵浦和保育園落成式に持田専務理事出席

4月6日 県庁新年度挨拶まわりに正副会長参加

4月12日 見学会

研修指導委員会事業の一環として、江戸東京博物館見学及び皇居参観

当建産連の住所表示の変更について

浦和市、大宮市、与野市が合併することにより、5月1日より
当連合会は下記のとおり住所の表示が変更となります。

記

<変更前> 浦和市鹿手袋4丁目1番7号

<変更後> さいたま市鹿手袋4丁目1番7号

13年度版

◆ 国土交通省公表の最新土木工事標準歩掛と関連通達を一挙に網羅した基準書

国土交通省土木工事積算基準

国土交通省大臣官房技術調査課／監修

(4月上旬発売)



B5判／約930ページ
定価9,030円(税込)

◆情報ボックスの施工歩掛をはじめ4工種を新規に制定、15工種の見直し

平成13年度土木工事標準歩掛(共通・河川・道路)は、4工種が新たに制定、15工種が見直し、また現行工種についても大括りなど、簡素化された内容となっております。

◇ 主要目次 ◇

第1編 土木工事積算基準等通達資料

第2編 土木工事標準歩掛

●一般事項／●土工／●共通工／●基礎工／●コンクリート工／●仮設工／●河川海岸／●河川維持／●砂防／●地すべり防止工／●道路舗装／●道路付属施設／●道路維持修繕／●共同溝／●トンネル工／●橋梁／●公園／●参考工種／●機械運転単価表

第3編 電気通信設備共通設備工

新規工種

- 補強土壁工(ジオテキスタイル工) ●骨材再生工(自走式) ●吹払式防雪柵工(防雪柵現地張出し・収納工)
- 情報ボックス工

改正工種

- 重建設機械分解組立 ●機械土工(土砂) ●法面工(法面整形工) ●パイプロハンマ工(鋼矢板・H形鋼)
- 油圧圧入引抜工(鋼矢板・H形鋼) ●消波工 ●堤防天端補修工 ●堤防芝養生工 ●路盤工 ●舗装版破砕工
- 共同溝工(掘削工) ●ポストテンション桁製作工 ●ポストテンション場所打箱桁橋工 ●連続地中壁工
- 小断面トンネル工(NATM)

●お申込み、お問い合わせは、下記の事務局・支部へ

財団法人 建設物価調査会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジスタビル)

TEL (03) 3663-8761(代) FAX (03) 3663-1397

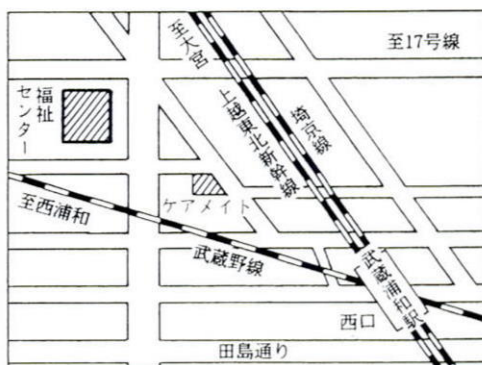
<http://www.kensetu-navi.com>

(出版物のご案内及びご注文・講習会情報のほか、最新の主要建設資材動向・建築費指数等がご覧いただけます。)

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順不同）

（平成13年4月1日現在）

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 町田 迪	〃	〃	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 小林 文武	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 杉江 博孝	浦和市高砂4-3-15 K・Sビル5階	336-0011	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	大宮市宮原町1-39	330-0038	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	与野市下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 鈴木 眞	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 高木 容	〃	〃	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 龍澤源二郎	〃	〃	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	〃	〃	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 岡田 道夫	〃	〃	048(866)1773
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 首藤 淳	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銑二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 庭野 敏夫	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360-0826	048(522)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	浦和市常盤9-11-9	336-0001	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 小川 裕児	浦和市宿285-2	338-0814	048(855)2163
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 横田 充穂	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 関口 雅之	〃	〃	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 澄弘	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	〃	〃	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 服部 圓	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 鈴木 昭英	浦和市南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	浦和市高砂3-10-4	336-0011	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 関根 弘	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
埼玉県室内装飾事業協同組合	理事長 秋山 節	大宮市東大成2-453 サンハイツ栗原301	330-0037	048(667)5522
(社)日本補償コンサルタント協会 関東支部埼玉県部会	会長 高橋 康彦	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111
(社)埼玉県建設コンサルタント技術研修協会	会長 小山 正夫	浦和市高砂4-4-1 三幸ビル2階	336-0011	048(863)0988
(社)埼玉県建設産業団体連合会	会長 島村 治作	浦和市鹿手袋4-1-7	336-8515	048(866)4301



埼玉建設労働者福祉センターを ご利用下さい

【所在地】浦和市鹿手袋4-1-7

【電話】048-861-4311

【施設】大ホール（椅子席500名収容）、会議室、和室、レストラン、喫茶ルーム

【開館時間】午前9時～午後5時

建産連ニュース 第88号

平成13年4月15日発行

発行 埼玉県建設産業団体連合会

企画・編集 広報委員会
〒336-8515 浦和市鹿手袋4丁目1番7号
電話 048-866-4301
FAX 048-866-9111

印刷 〒336-0011 浦和市高砂3-6-9
株式会社 信陽堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月